

第3次 男女共同参画計画・まさき

四国・愛媛 恵み、めぐるまち、まさき。



目 次

第1章 男女共同参画計画の概要

1 計画策定の背景と松前町の状況	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 松前町の現状	5
(1) 人口構造の状況	5
(2) 合計特殊出生率の状況	8
(3) 女性の就業状況	9

第2章 男女共同参画を取り巻く社会動向

1 世界の動き	11
2 国の動き	12
(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定	12
(2) 女性の活躍を推進	13
3 県の動き	14

第3章 基本理念・目標・体系

1 計画の基本理念	15
2 計画の主要課題	17
3 計画の体系	18

第4章 主要課題とその取り組み

主要課題Ⅰ すべての町民が互いに理解し合うまちづくり

重点目標① 男女共同参画の視点にたった意識改革、社会制度・慣行の見直し	19
重点目標② 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	25

主要課題Ⅱ すべての町民が共に活躍するまちづくり

重点目標③ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	29
重点目標④ 新しい働き方の推進による仕事と生活の調和	32
重点目標⑤ 地域における男女共同参画の推進	38

主要課題Ⅲ すべての町民が共に安全・安心に暮らせるまちづくり

重点目標⑥ 防災分野・現場における男女共同参画の推進……………41

重点目標⑦ DV等暴力を許さない意識と基盤づくり……………43

第5章 計画の推進

1 関係機関との連携……………47

2 地域における相談体制の整備……………47

参考資料

ジェンダーギャップ指数……………49

男女共同参画基本法……………51

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……………55

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律……………63

愛媛県男女共同参画推進条例……………70

第 1 章 男女共同参画計画の概要

1 計画策定の背景と松前町の状況

我が国では、急速な少子高齢化とそれに伴う人口減少社会に突入し、人生 100 年時代が到来するとともに、デジタル化をはじめとする技術革新などにより、社会構造だけでなく、人々の生活や生き方にまで大きな変化の波が押し寄せています。このような状況に対応し、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会を実現するため、国をあげて男女共同参画推進に向けた取組みが進められてきました。

本町においても、これまで2次にわたって「男女共同参画計画・まさき」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組みを進めてきた結果、仕事と家庭生活をともに大切にする人が増えた一方、依然として男女の固定的役割分担意識など、男女共同参画を推進するうえでの課題が多く残されているのが現状です。

こうした状況を踏まえ、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会の実現に向けたあらゆる施策の指針として、「第3次男女共同参画計画・まさき」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づいて、本町が男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 上位計画である「松前町総合計画」や関連する他部門の個別計画との整合性を図り、令和 5 年 6 月に実施した「第3次男女共同参画計画・まさきに関する町民意識調査」（以下、「令和 5 年度町民アンケート」という。）の結果を踏まえて策定した計画です。
- (3) 本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）」第 2 条の 3 第 3 項に規定する市町村基本計画と位置付けます。（重点目標⑦DV等暴力を許さない意識と基盤づくりの内容を根幹とする。）
- (4) 本計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に規定する市町村推進計画と位置付けます。（重点目標③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、重点目標⑤地域における男女共同参画の推進の内容を根幹とする。）

(5) 本町においては、安心安全で質の高い暮らしができるよう、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めることによりSDGsの達成に取り組んでいます。



令和5年町民アンケートの概要

対 象 者	町内の 18 歳以上の男女 1,000 人 (男女各 500 人、住民基本台帳より無作為抽出)
実施期間	令和5年6月9日から令和5年7月31日まで
実施方法	アンケート用紙(選択式)を郵送配布後、返信封筒 又はインターネットで回答回収
回収状況(率)	427 人(42.7%) 内訳：男性 191 人(44.7%) 女性 231 人(54.1%) 答えたくない 5 人(1.2%)
集 計 方 法	・割合の算出は小数第2位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。 ・男女で集計しているものは、性別「答えたくない」が含まれていないため、合計しても 100%にならない場合がある。

3 計画の期間

この計画は、2024 年度（令和 6 年度）から 2033 年度（令和 15 年度）までの 10 年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを図ります。

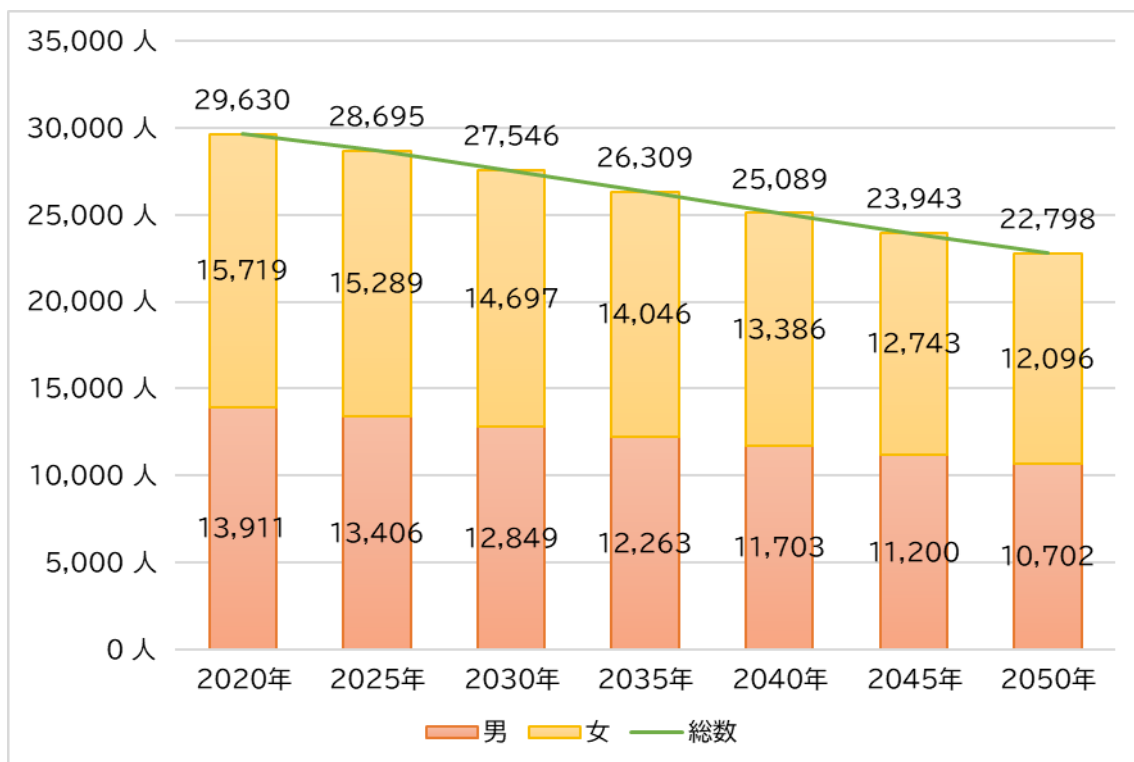
4 松前町の現状

（1）人口構造の状況

本町の性別・年齢 5 歳区分別の人口構成は、男女とも 65 歳以上の高齢層が多く、35 歳未満の若年層が少なくなっており、少子高齢化はますます進展するものと考えられます。【図 4】

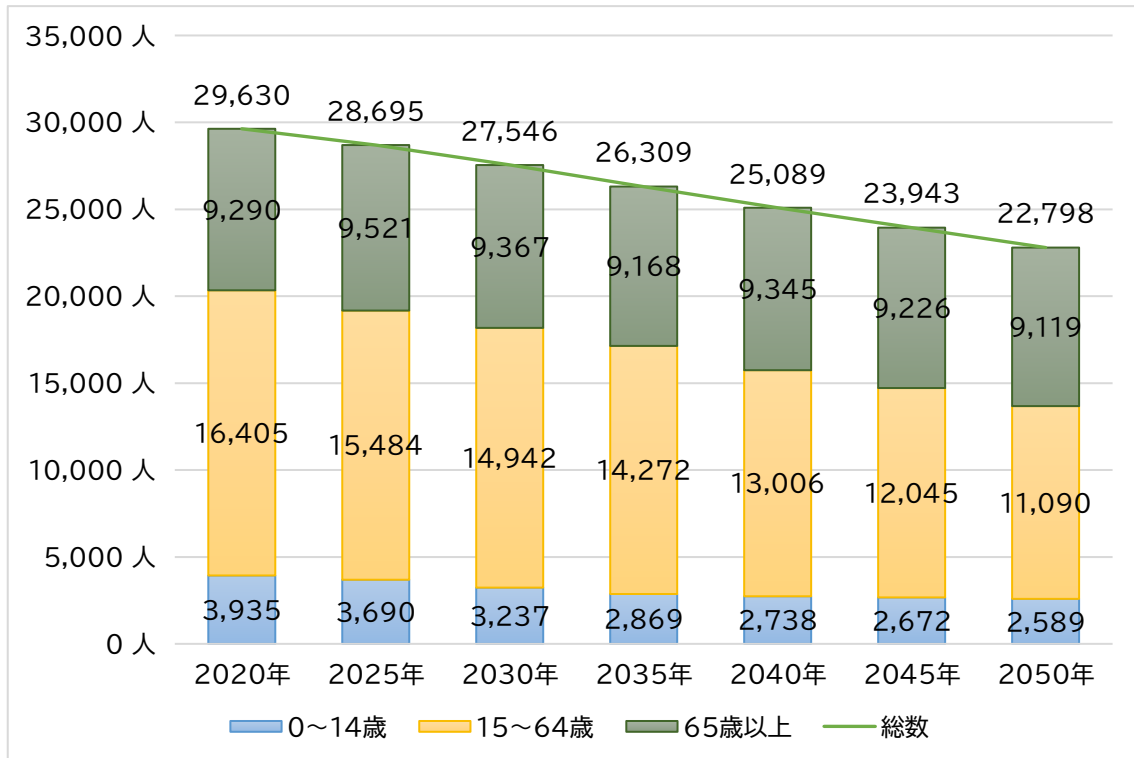
また、15 歳から 64 歳までの「生産年齢人口」も減少していくと予想され、地域活力の活性を目指すには、本町における男女共同参画をより発展させ、すべての町民が安心して暮らせるまちづくりが重要となっています。

【図 1】男女別人口の推移



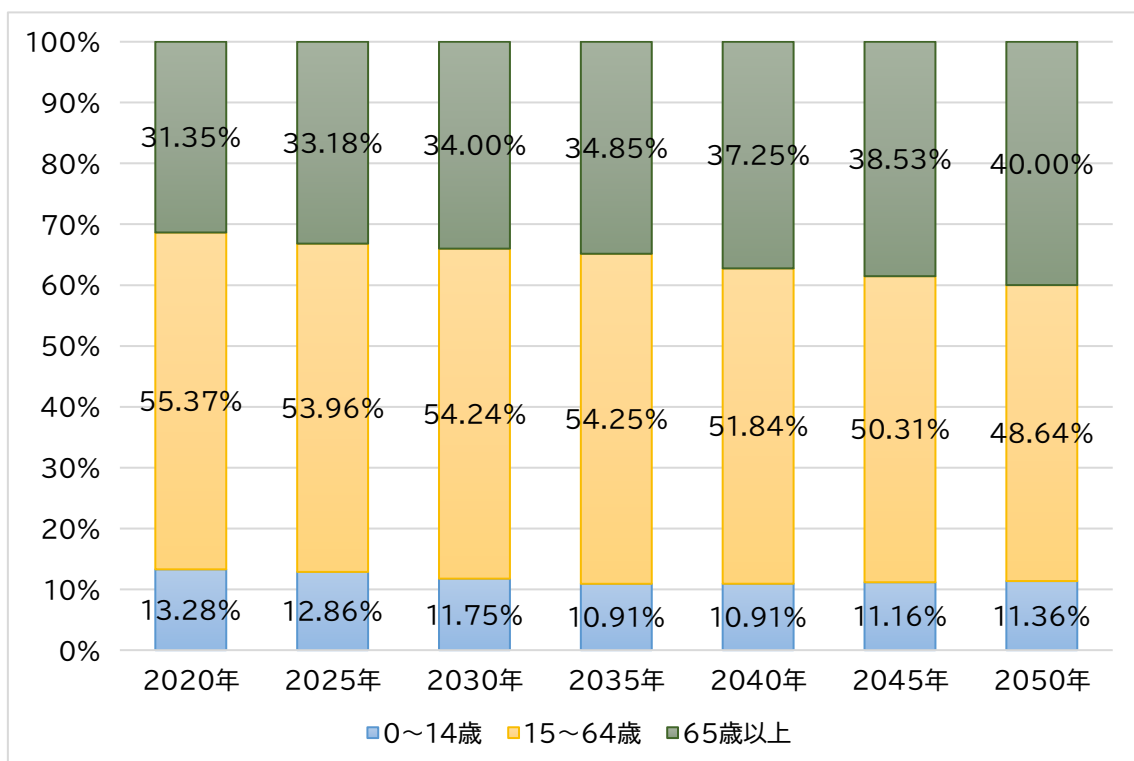
出典（2020）国勢調査、（2025～）都道府県・市区町村の男女・年齢（5 歳）階級別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

【図2】年齢3区分人口の推移（人数）



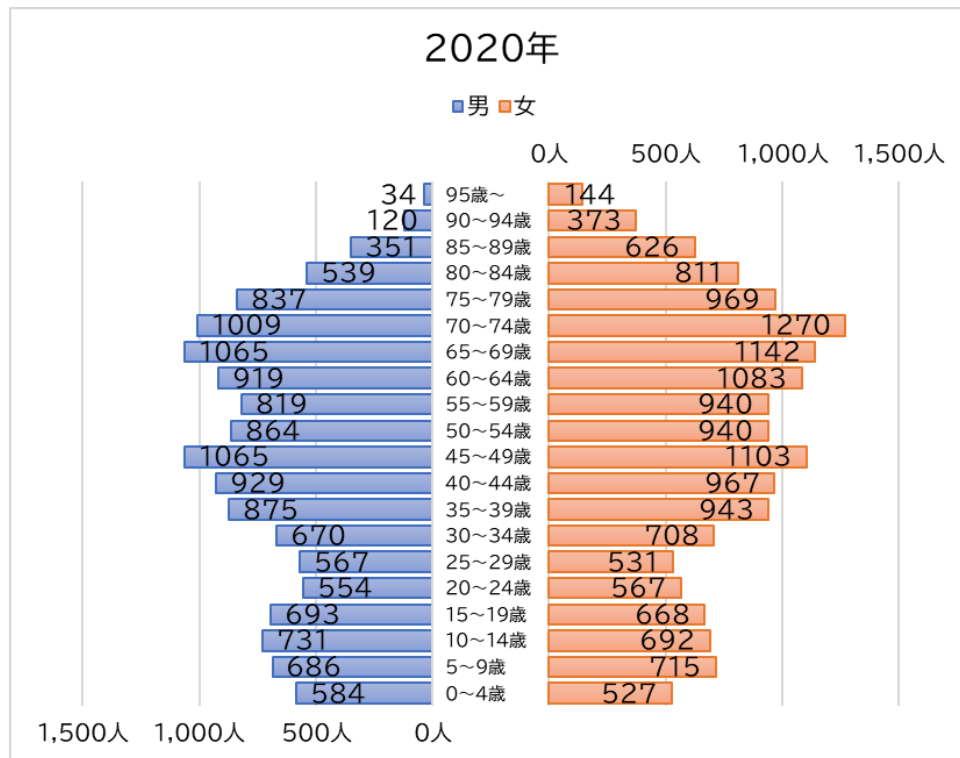
出典（2020）国勢調査、（2025～）国立社会保障・人口問題研究所による推計

【図3】年齢3区分人口の推移（比率）

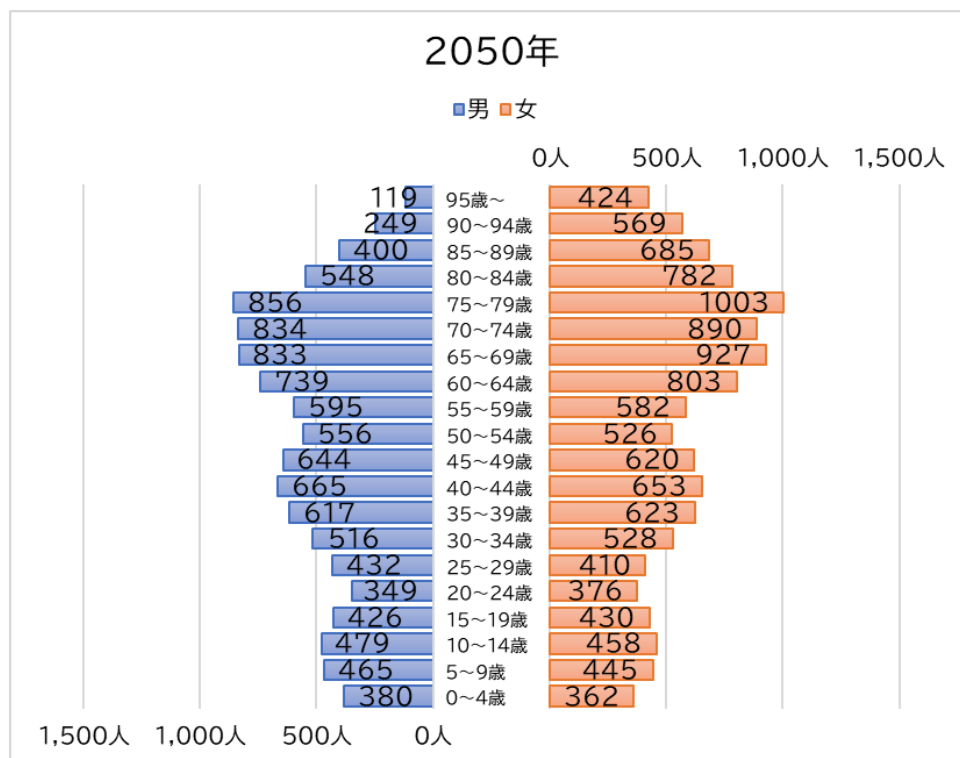


出典（2020）国勢調査、（2025～）国立社会保障・人口問題研究所による推計

【図4】人口ピラミッドの推移



出典 (2020)国勢調査

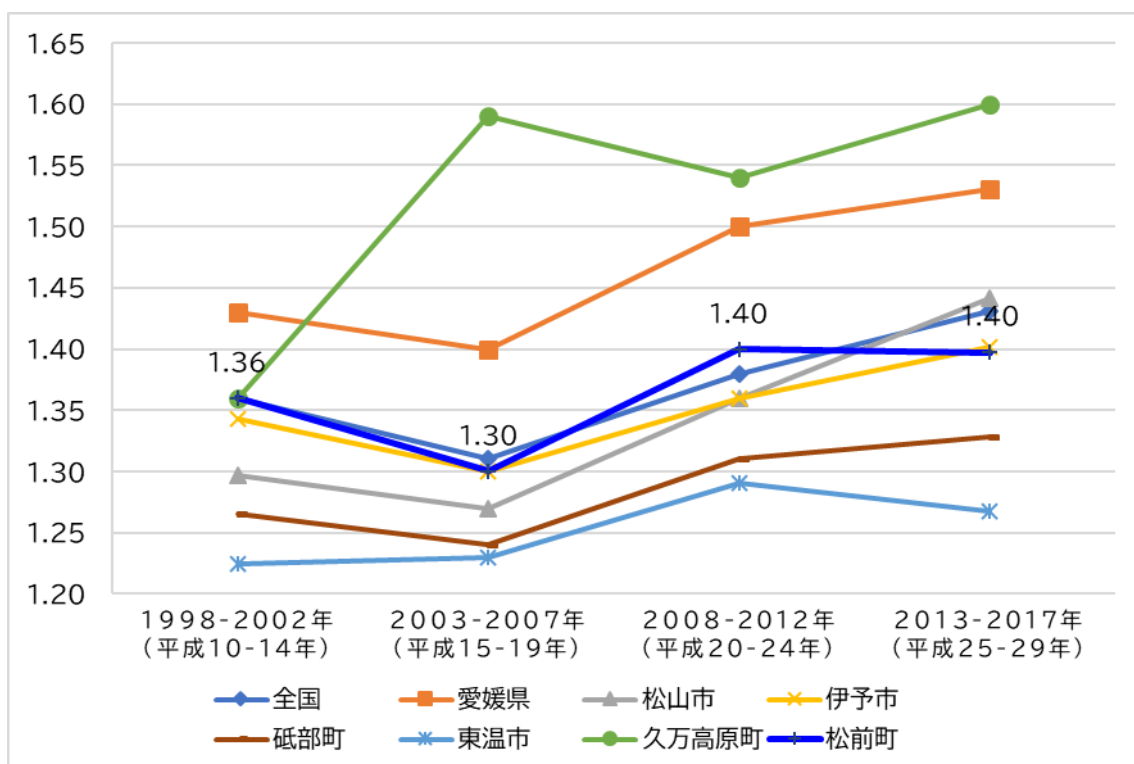


出典 (2020)国勢調査、(2025～)都道府県・市区町村の男女
・年齢(5歳)階級別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

(2) 合計特殊出生率の状況

本町の合計特殊出生率は、最新の調査（2013年～2017年）では1.40と、全国平均の1.43及び愛媛県平均の1.53よりも低い数値であることから、育児や介護の分野でますますの男女共同参画の推進が重要と考えられます。

【図5】合計特殊出生率の推移（中予地域比較）



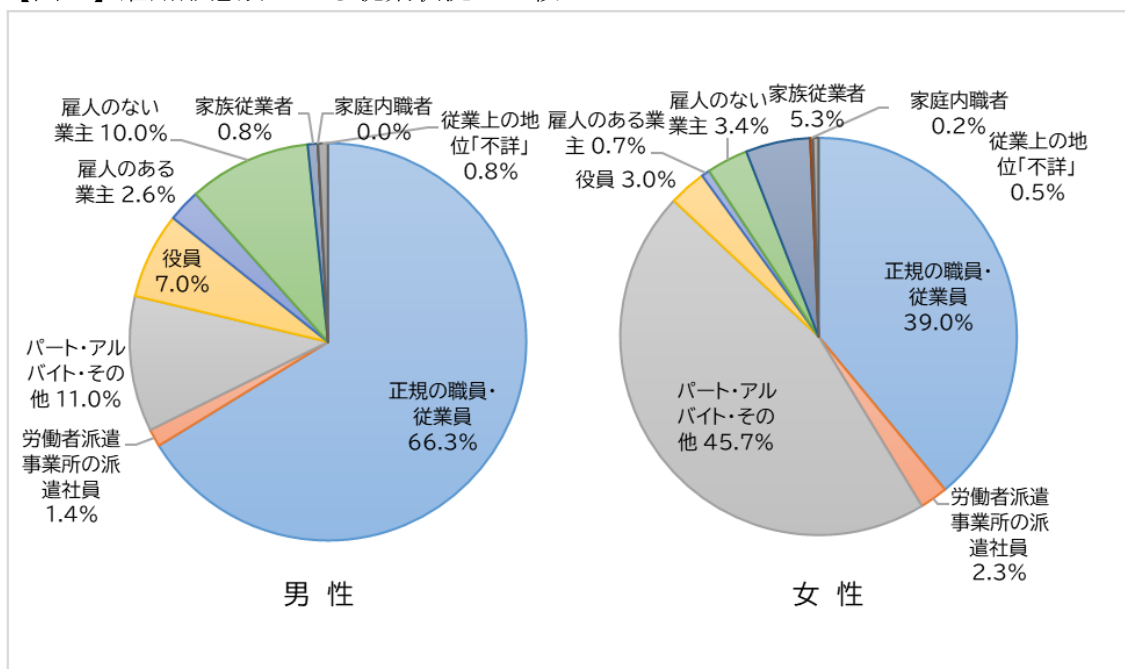
出典 人口動態保健所・市区町村別統計

(3) 女性の就業状況

本町の女性の就業率は、子育て世代の 30 歳代においてやや低くなる傾向があるものの、その後再び 40 歳代にかけて 80%超まで上昇した後、徐々に減少していきます。

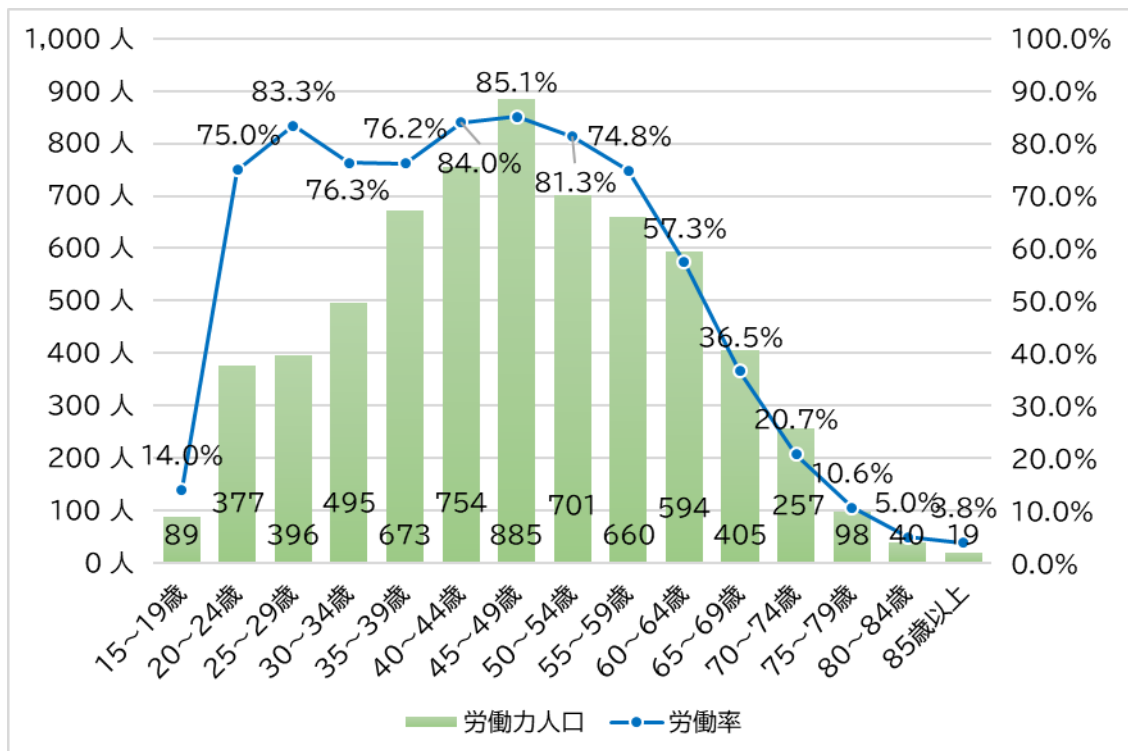
また、正規職員・従業員は 39.0%にとどまり、パート・アルバイト・その他が 45.7%と多くなっており、今後の人口減少や高齢化による労働人口減少が予想される中、育児や介護との両立など働く人のニーズの多様化などを背景とした、だれもが働きやすい環境づくりが急務となっています。

【図 6】雇用形態別による就業状況の比較



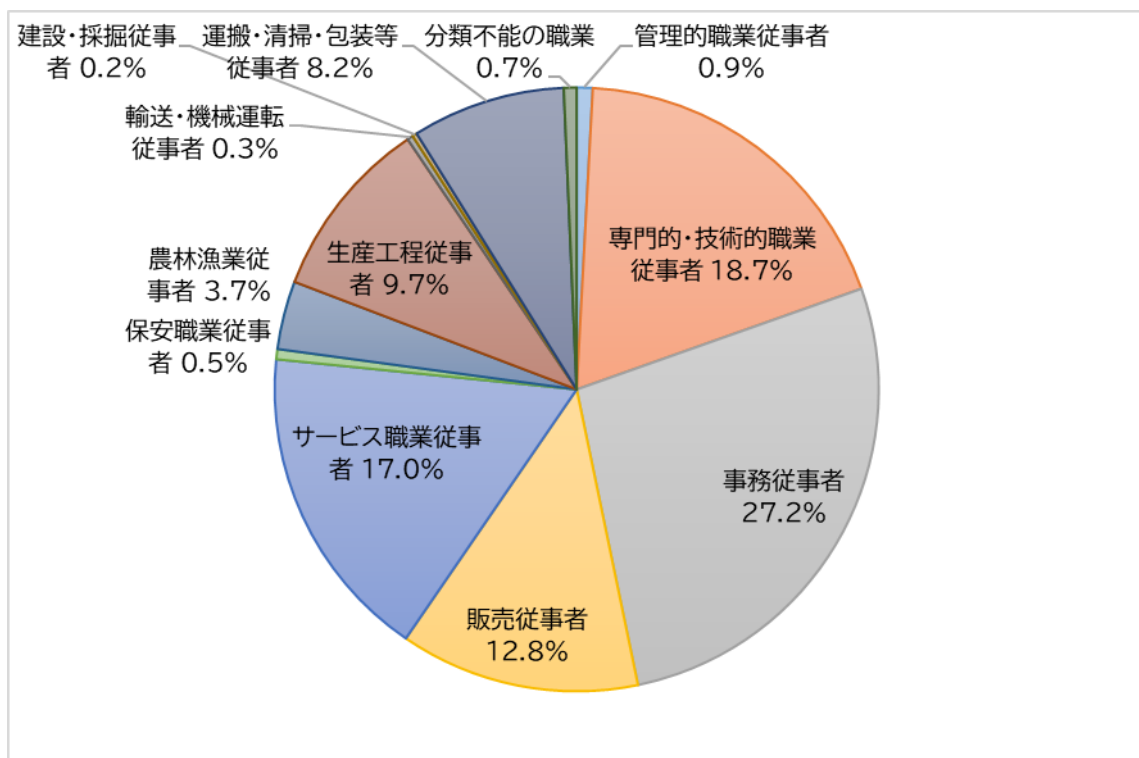
出典 (2020)国勢調査就業状態等基本集計

【図 7】女性の労働人口・労働力率



出典 (2020)国勢調査就業状態等基本集計

【図 8】職業別にみる女性の登用状況



出典 (2020)国勢調査就業状態等基本集計

第2章 男女共同参画を取り巻く社会動向

1 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」と定め、その翌年から 10 年間を「国際婦人の 10 年」として女性の自立と地位の向上を目指して世界的行動を行うこと呼びかけました。

1979（昭和 54）年には、国際連合総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

1995（平成 7）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」では、女性の人権確立という視点が明確化され、女性の地位向上とエンパワーメントの必要性を説いた戦略目標及び行動計画が示されました。

2005（平成 17）年に開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）」では「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを行うとともに、完全実施を求める宣言が採択されました。

2011（平成 23）年には、ジェンダー関連 4 機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足し、女性の地位向上を求める動きが活発化しました。

2015（平成 27）年の国連総会では「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で「誰一人取り残さない」をスローガンとする「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」など 17 の目標が定められました。

ジェンダー平等の実現



2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

日本国憲法には基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際社会の状況と連動し、男女平等社会の実現に向けた取組を推進してきました。

1999（平成 11）年に豊かで活力ある社会を実現するために「男女共同参画社会基本法」を制定し、これに基づいた「男女共同参画基本計画」が 2000（平成 12）年に閣議決定されました。男女共同参画基本計画は 5 年ごとに見直しが行われ、2020（令和 2）年に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野における女性の参画拡大を柱に、すべての人が幸福に感じられる社会の実現につながるよう取組を進めることとされています。

計画のもとにおいては、2007（平成 19）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、「育児・介護休業法」の度重なる改正のもとに、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されました。

第 5 次男女共同参画基本計画 ～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

- （第 1 分野） 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- （第 2 分野） 雇用分野、仕事と生活の調和
- （第 3 分野） 地域
- （第 4 分野） 科学技術・学術
- （第 5 分野） 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- （第 6 分野） 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重
- （第 7 分野） 生涯を通じた健康支援
- （第 8 分野） 防災・復興等
- （第 9 分野） 各種制度等の整備
- （第 10 分野） 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- （第 11 分野） 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(2) 女性の活躍を推進

2015（平成 27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」、2018（平成 30）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、各分野における女性活躍推進が定められました。

さらには、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるため、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、また、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、2015（平成 27）年から毎年「女性活躍・男女共同参画の重点方針」を決定しており、時代と状況に沿った取組を一層進展させています。

女性活躍・男女共同参画の重点方針		
2021	2022	2023
I コロナ対策の中心に女性を	女性の経済的自立	女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進
II 女性の登用目標達成に向けて～第5次男女共同参画基本計画の着実な実行～	女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現	女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現	男性の家庭・地域社会における活躍	女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
IV	女性の登用目標達成～第5次男女共同参画基本計画の着実な実行～	

内閣府男女共同参画局

男女がともに活躍できる社会へ



内 閣 府
男 女 共 同
参 画 局

3 県の動き

愛媛県では、男女共同参画社会の実現に向けて、2001（平成 13）年に第 1 次愛媛県男女共同参画計画を策定し、愛媛県男女共同参画推進条例の施行など推進体制の整備や施策の推進に取り組みました。

その後、国の動向や社会経済環境の状況等を踏まえ、2011（平成 23）年に、2020（令和 2）年度を目標年度とする第 2 次愛媛県男女共同参画計画を策定し、2015（平成 27）年には、国の第 4 次男女共同参画基本計画を踏まえ中間改定を行いました。また、中間改定にあたっては、同年制定された女性活躍推進法や同法に基づく基本方針を踏まえ、県が策定することができる県域内の女性活躍推進計画を一体的に整備しました。



「ひめボス」ロゴ

県内企業・事業所が男女問わず若者から選択される魅力的な職場へ変革・成長し、すべての労働者にとって子どもを産み育てやすい環境の実現を目指して、企業等が行う女性活躍推進及び仕事と家庭の両立支援等の取組みを後押しする「ひめボス宣言事業所認証制度」を令和 5 年度に愛媛県が創設。なお、本町は令和 5 年 11 月に認証済。

第3章 基本理念・目標・体系

1 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法第14条第3項を勘案し、愛媛県男女共同参画推進条例第3条に定められた次の8つの基本理念を本計画の基本理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

(2) 制度又は慣行が社会活動に影響を及ぼさないための配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

(3) 政策等への立案及び決定への共同参画

男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

(5) 経済活動分野における男女協働の取組み

男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

(6) 教育分野における自立した精神及び男女平等意識の醸成

男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。

(7) 妊娠等に関する健康生活への配慮

男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

(8) 世界基準の推進

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

2 計画の主要課題

本計画では、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき3つの主要課題を次のように定めます。

主要課題Ⅰ すべての町民が理解し合うまちづくり

すべての町民が、互いの多様性を理解し合うとともに、性別・性的指向を理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重され、だれもが多様なライフスタイルを選択できる社会を目指します。

このため、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や教育の推進、社会制度や慣行などの中にある差別や不平等感の解消に向けた他団体等との連携、情報収集、調査、研究などの取組みを進めます。

主要課題Ⅱ すべての町民が共に活躍するまちづくり

だれもが共に、対等な社会の構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、また、だれもが相互に協力しながら家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活とその他の活動の調和が図られるようにすることが重要です。

このため、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や人材育成を進めます。

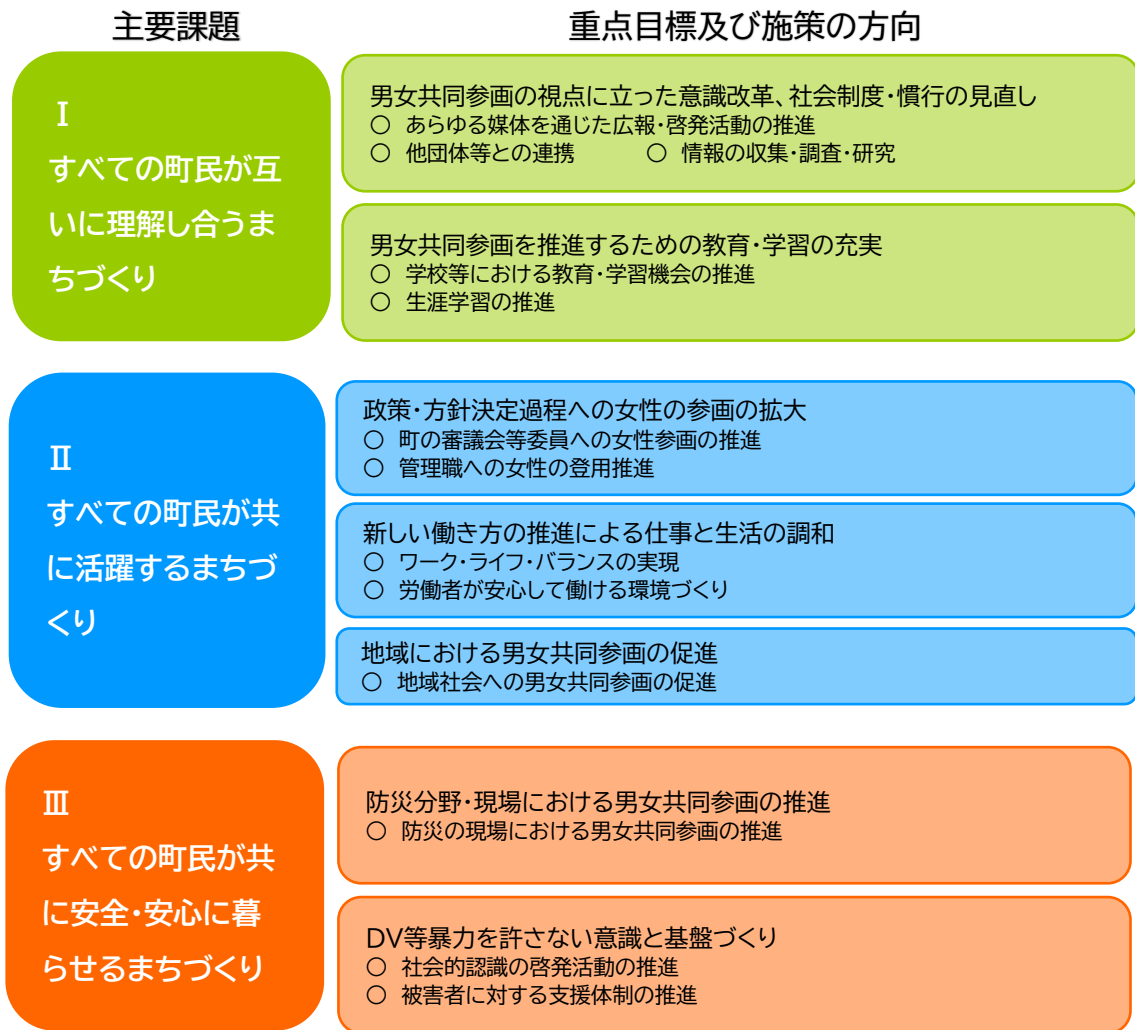
また、人口減少や少子高齢化の急速な進展に対応するためにも、働く場をはじめ、農水産業・商工業や地域コミュニティなど、あらゆる分野において女性が活躍できる取組を進めます。

主要課題Ⅲ すべての町民が共に安全・安心に暮らせるまちづくり

災害に強いまちづくりにとって、男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立することは必要不可欠であり、この取組を進めることは、子どもや若者、高齢者、障がいのある方、LGBTQ+の方など、多様な方々への配慮にもつながる重要なことです。

また、ドメスティックバイオレンス（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるため、あらゆる暴力の根絶に向けて、人権教育の推進や暴力防止に関する啓発、被害者に対する支援体制の充実を図ります。

3 計画の体系



第4章 主要課題とその取り組み



主要課題Ⅰ すべての町民が理解し合うまちづくり

重点目標 ①

男女共同参画の視点に立った意識改革・社会制度・慣行の見直し

現状と課題

男女共同参画意識の育成や多様な性への理解が深まる中、令和5年度町民アンケートの結果を見ると、社会全体分野での男女の地位の平等感について、「男性優遇と思う」と回答した人の割合は60.4%となっており、依然として男性中心社会であることが分かります。一方、地域・家庭内・法律・制度では、男女の地位は平等である考え方が過半数を超え、学校教育の場では78.4%となっています。【図9】

こうした社会制度や慣行は、長い歴史の中でそれぞれの目的や経緯をもって形成されたものですが、「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識や偏見が、さまざまな分野ですべての人の行動を制約し、個性や能力を発揮する場に影響を及ぼしていると考えられます。

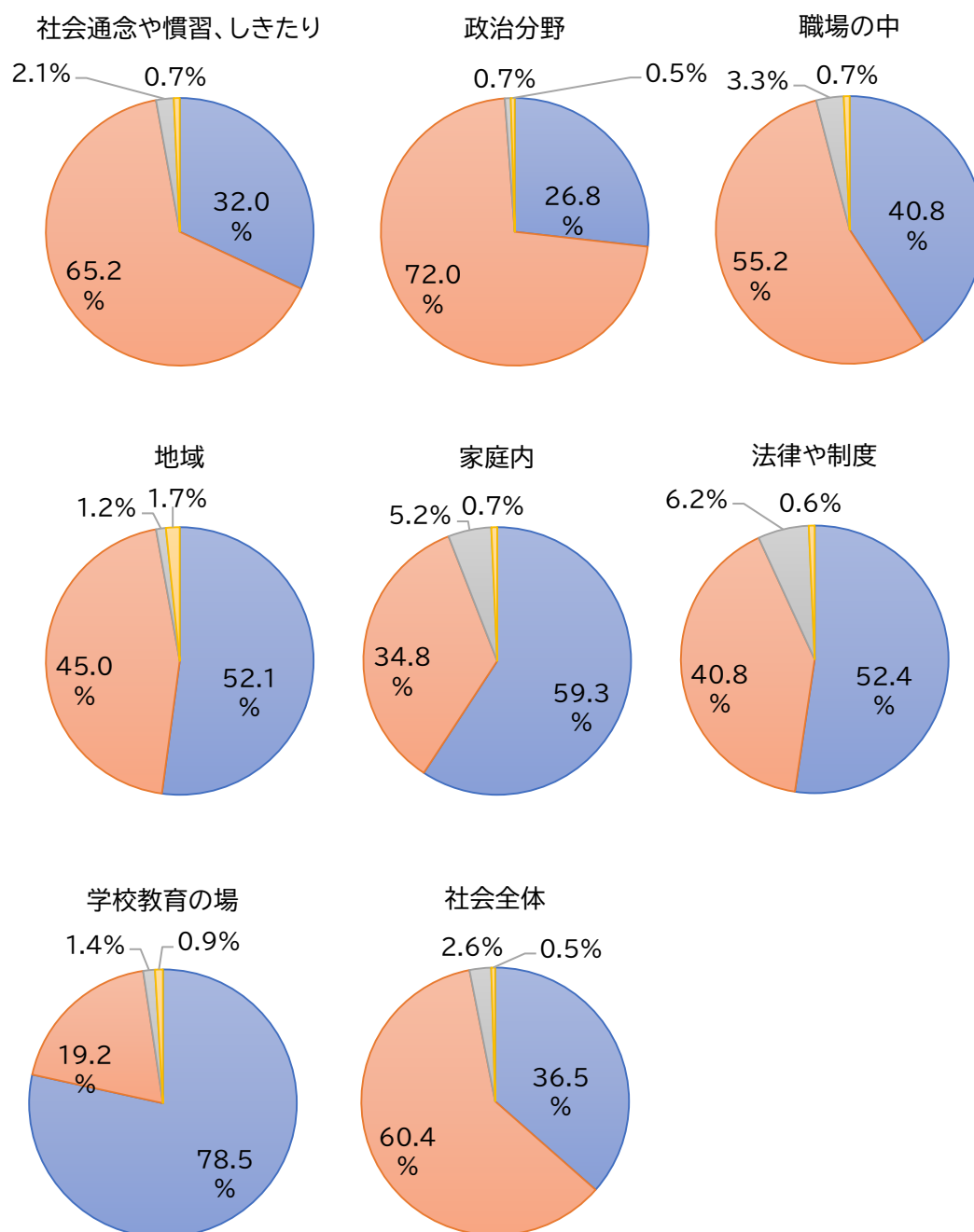
すべての人が、ともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、社会制度・慣行の中に残る固定的な役割分担を行うのではなく、家庭や地域、職場等のさまざまな場で多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえた役割分担を認め、男性の家事・育児・介護等への参画とあわせた理解の促進や見直しに取り組む必要があります。「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される、男女の役割を固定的に分ける性別役割分担の意識は、今なおさまざまな社会制度・慣行の中で継承され、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因となっています。

施策の方向

重点目標	施策の方向
男女共同参画の視点にたった意識改革、社会制度・慣行の見直し	「広報まさき」やホームページなど、多様な媒体を通じて、固定的な役割分担意識を解消するための広報・啓発活動を推進します。
	国や県、NPOなど民間団体との協働による啓発活動を行えるようにします。
	男女共同参画についての情報収集、調査、研究及び提供を行います。

【図9】男女の地位の平等感について

■ 平等と思う ■ 男性優遇と思う ■ 女性優遇と思う ■ 無回答



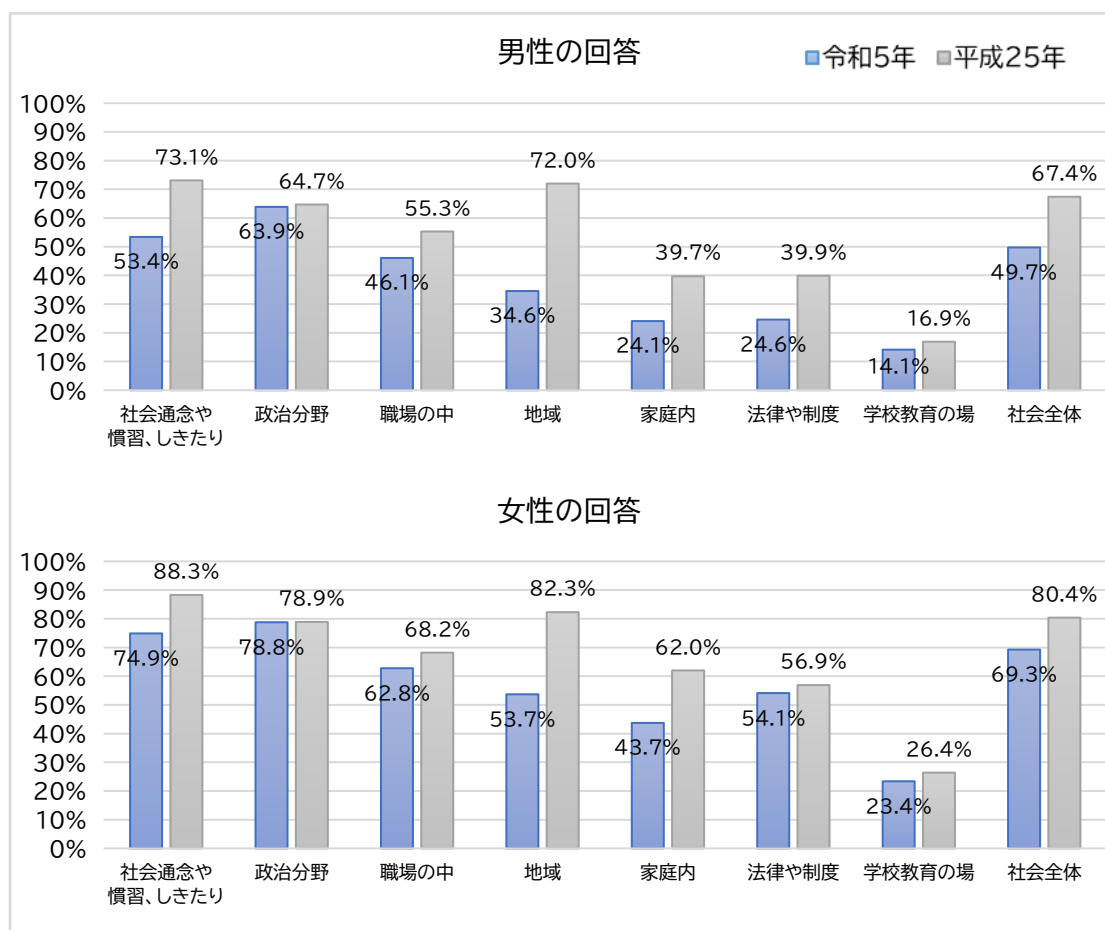
出典 令和5年町民アンケート

【表 1】各分野における「男性が優遇されている」の回答率

	松前町	愛媛県	全国
社会通念や慣習、しきたり	65.2%	73.0%	81.8%
政治分野	72.0%	69.9%	87.9%
職場の中	55.2%	58.6%	64.1%
地域	45.0%	55.1%	47.8%
家庭内	34.8%	55.4%	59.8%
法律や制度	40.8%	45.0%	52.3%
学校教育の場	19.2%	29.3%	24.5%
社会全体	60.4%		78.8%

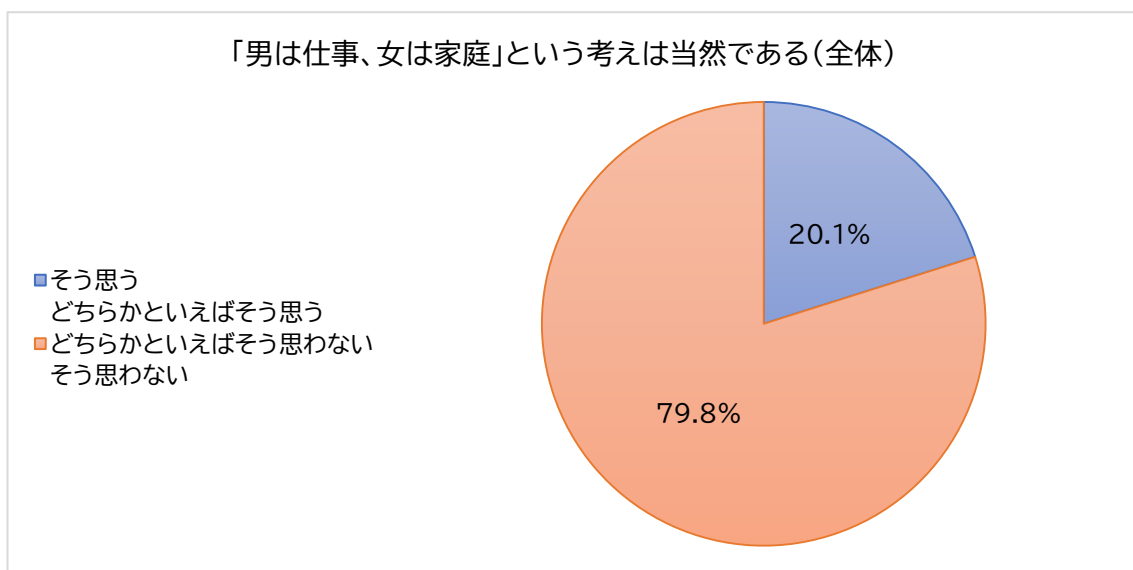
出典 (内閣府)男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年調査)
(愛媛県)男女共同参画に関する世論調査(令和元年調査)
令和5年町民アンケート

【図 10】各分野における男女の地位の平等感について
「男性が優遇されている」の回答率（前回調査比）



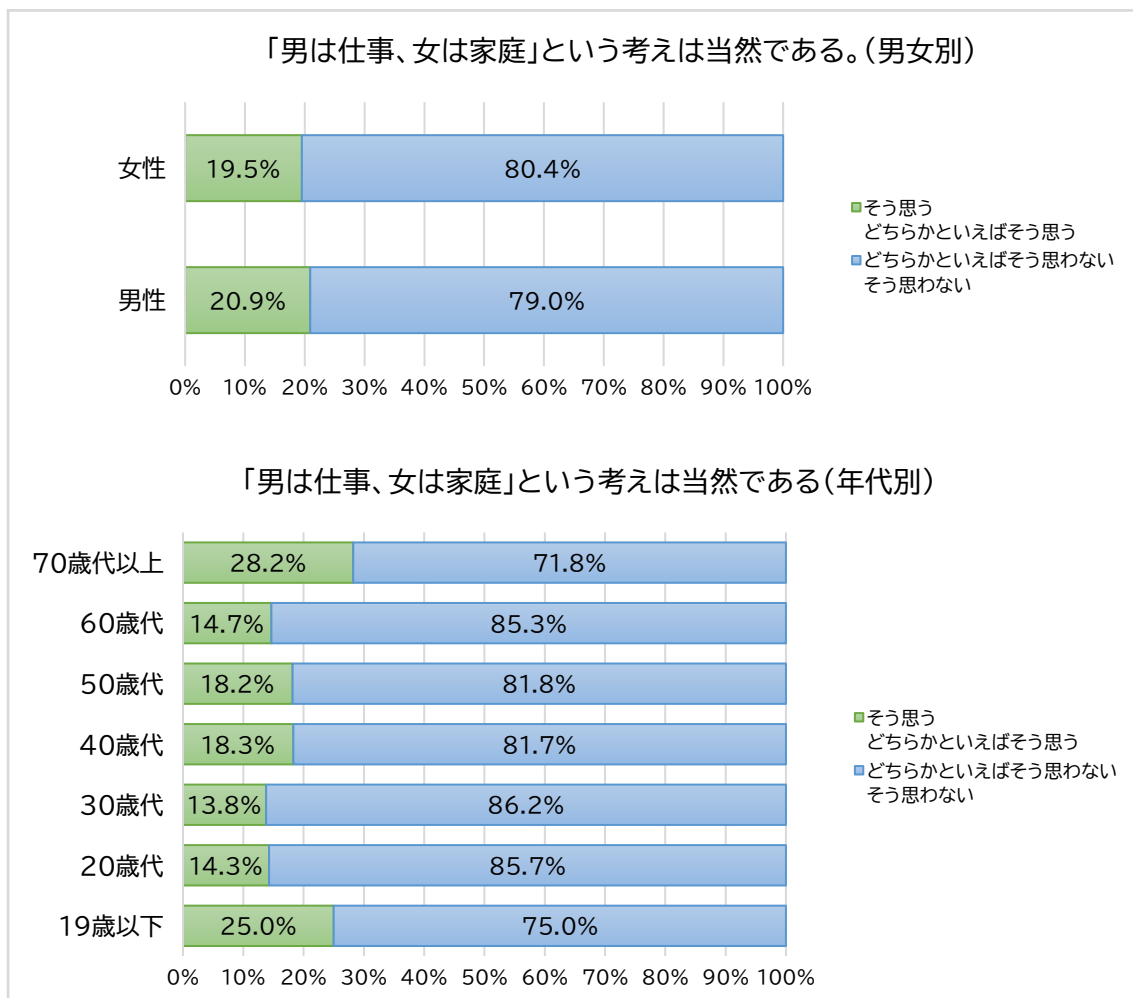
出典 令和5年町民アンケート
平成25年町民アンケート

【図 11】 男女の役割を固定的に分ける性別役割分担の意識（全体）



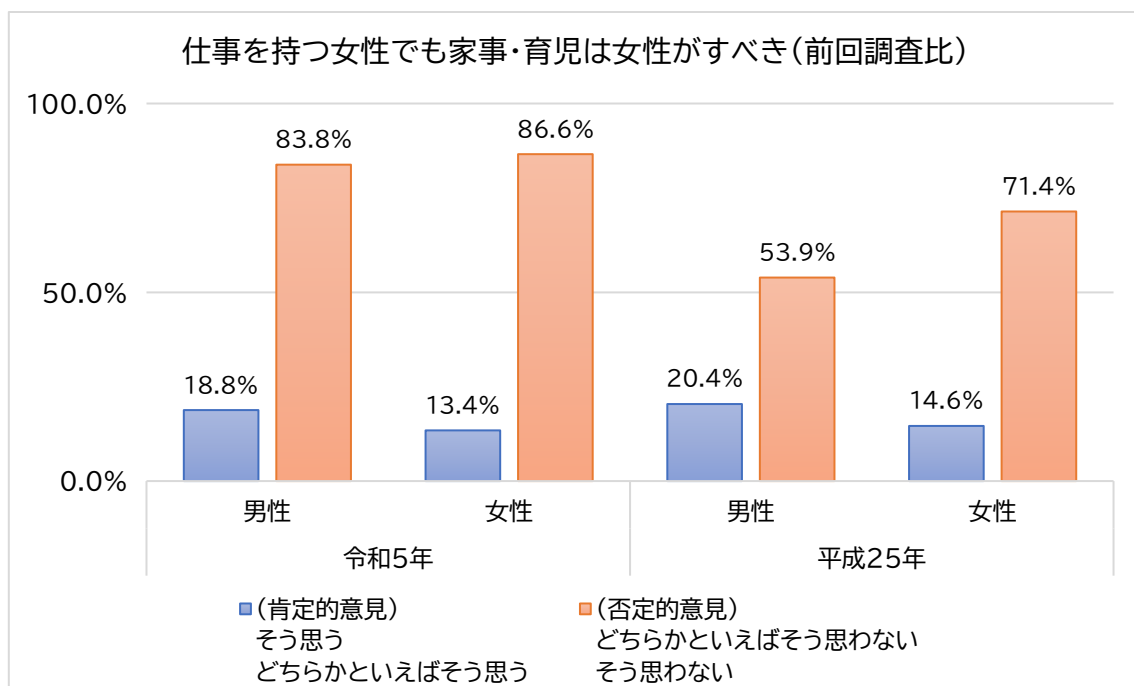
出典 令和5年町民アンケート

【図 12】 男女の役割を固定的に分ける性別役割分担の意識（男女別・年齢階層別）



出典 令和5年町民アンケート

【図 13】 男女の役割を固定的に分ける性別役割分担の意識



出典 令和5年町民アンケート
 平成 25 年町民アンケート

重点目標 ②

男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

現状と課題

男女共同参画社会の実現のために、人権尊重を基盤として、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、次世代を担う子どもたちへの学校・家庭・地域生活において、幼少期から発達段階に応じた教育・学習が果たす役割は大きいものがあります。

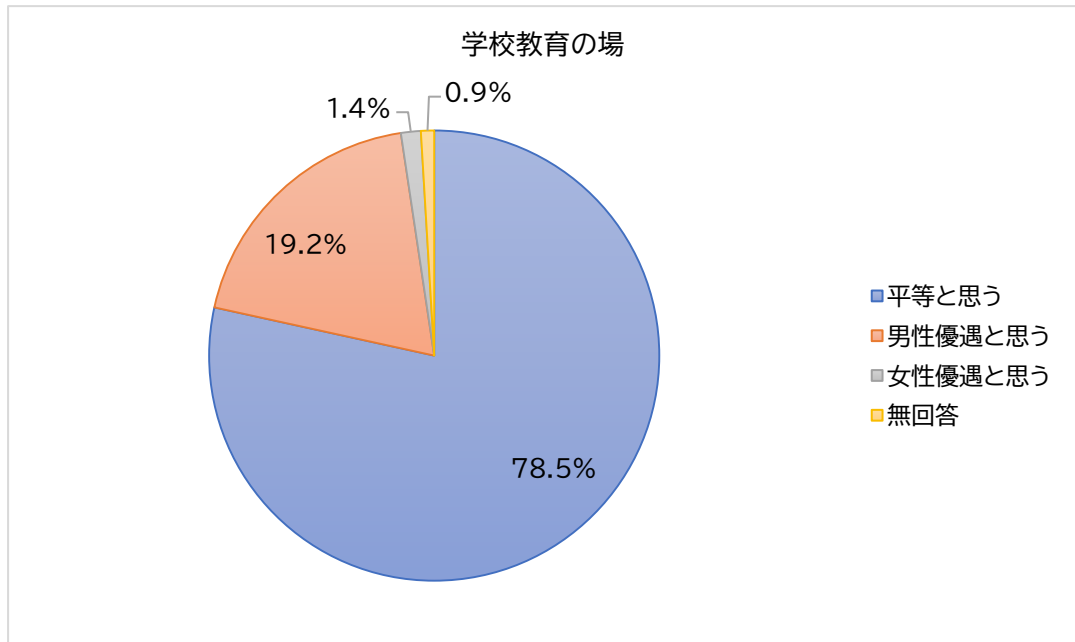
本町では、子どもの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習を推進してきました。意識調査結果を見ても、男女の地位の平等感について、学校教育の場では平等になっていると回答した割合が78.4%となっており、他の分野に比べて男女平等が進んでいると感じている方が多いことが分かります。【図14】

しかし、家庭生活や職場、しきたりや慣習などでは男性が優遇されていると感じている方の割合が依然として高いため、男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育及び学習は、今後も一層の推進が求められます。加えて、子どもだけでなく町民全体の意識を変え、男女共同参画への関心を高めるためにも、これまでの広報・啓発活動を必要に応じて見直すことや、新たな学習機会を創出するなど、さらなる充実を図る必要があります。

施策の方向

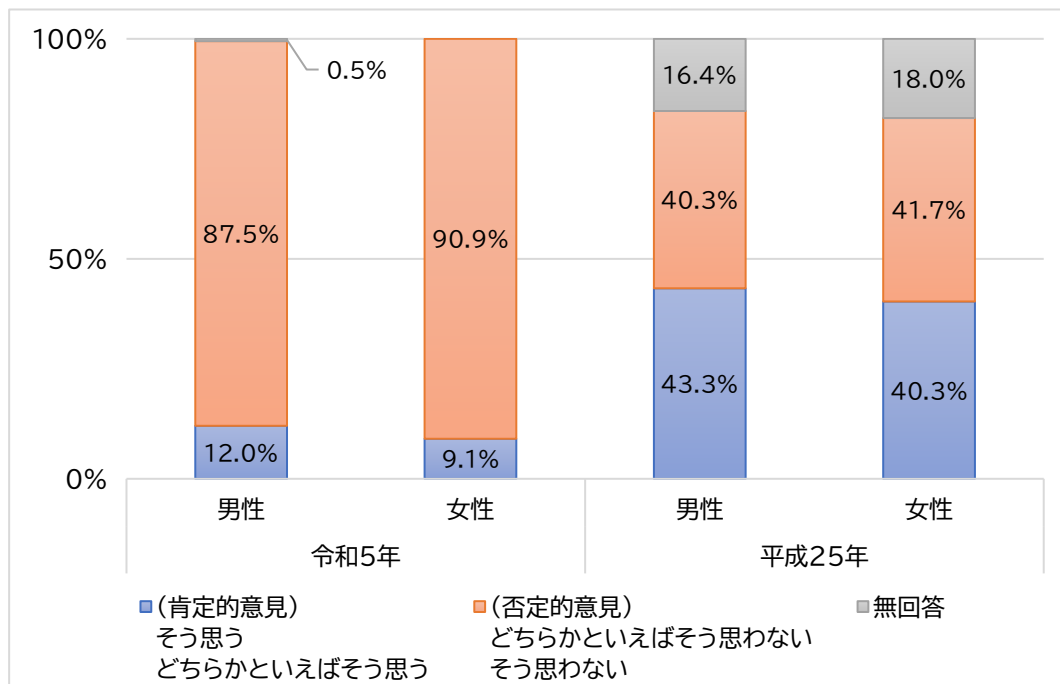
重点目標	施策の方向
男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	児童生徒や教職員及び保護者に対して、学習・研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。
	男女の差別意識や性別役割分担意識の解消に繋がる研修会や講座などの学習機会の提供に努めます。

【図 14】 男女の地位の平等感について（再掲）



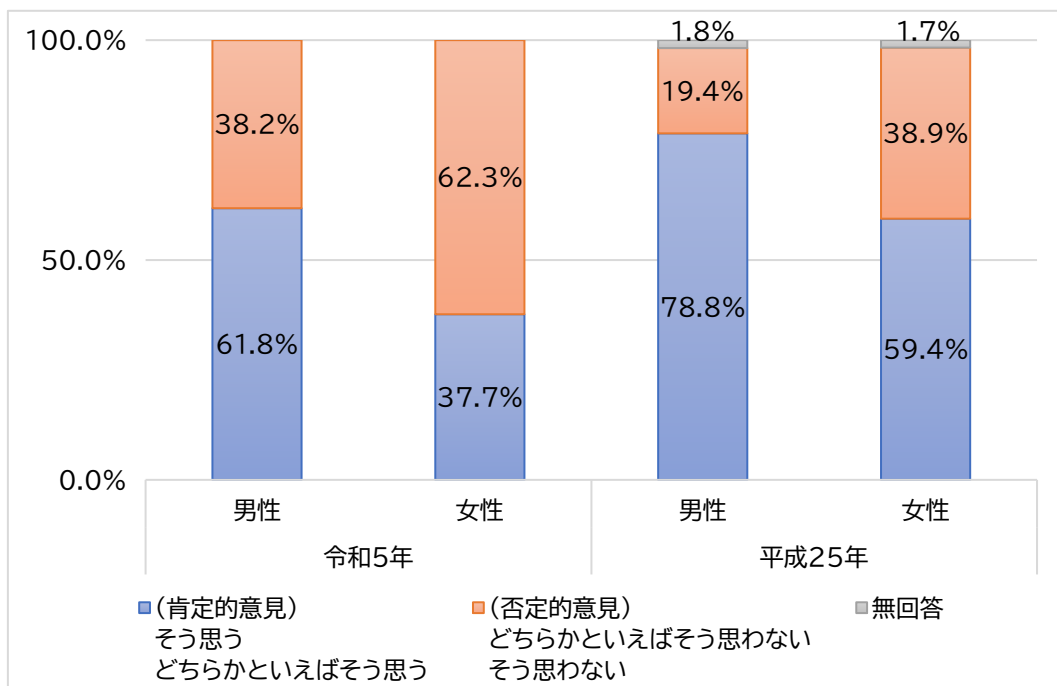
出典 令和5年町民アンケート

【図 15】 女性は文系、男性は理系の分野が向いている（前回調査比）



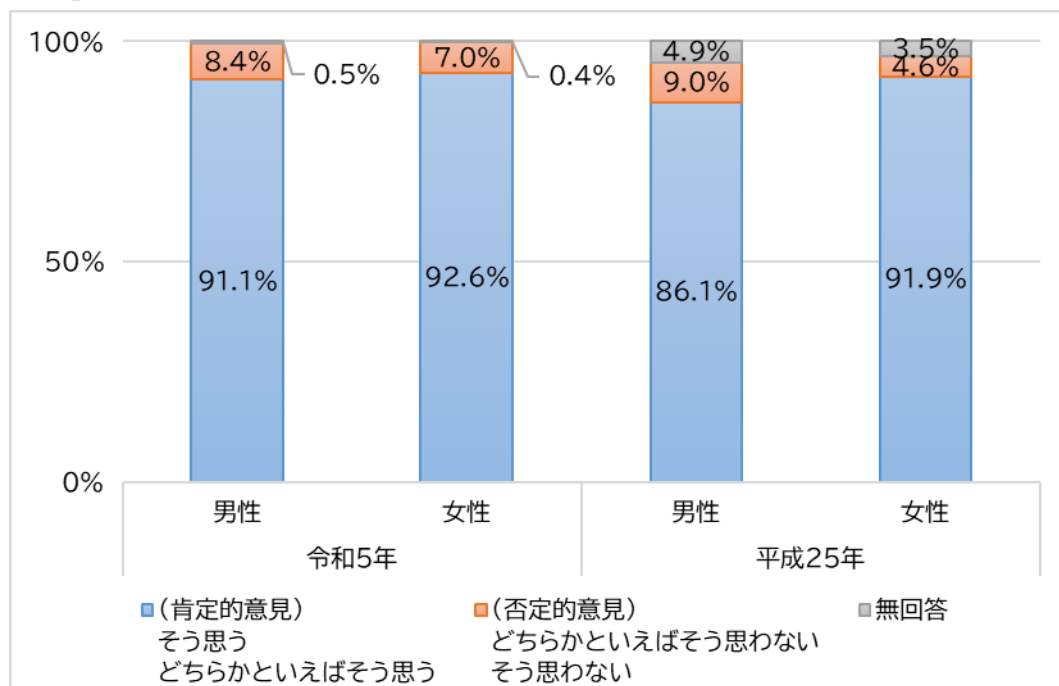
出典 令和5年町民アンケート
平成 25 年町民アンケート

【図 16】 男の子は男らしく、女の子は女らしく、しつけるのが良い（前回調査比）



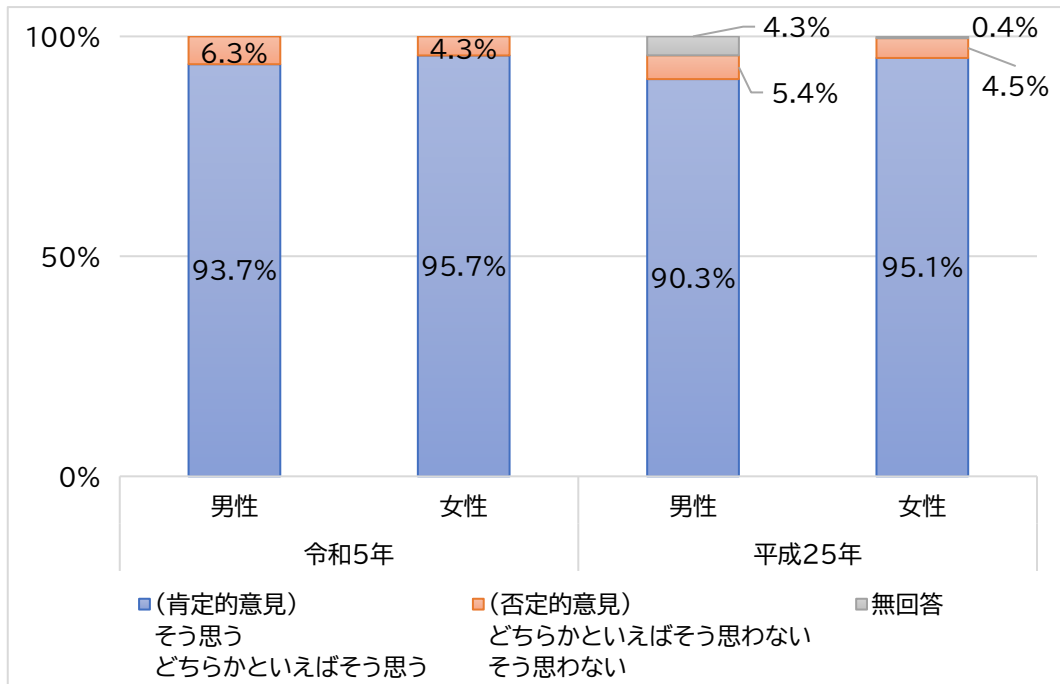
出典 令和5年町民アンケート
平成 25 年町民アンケート

【図 17】 知的能力は性差より個人差である（前回調査比）



出典 令和5年町民アンケート
平成 25 年町民アンケート

【図 18】性別にこだわらず子どもの個性を伸ばす方がよい（前回調査比）



出典 令和5年町民アンケート
平成 25 年町民アンケート



主要課題Ⅱ すべての町民が共に活躍するまちづくり

重点目標③

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

本町における審議会及び委員会の女性登用率は28.4%で、町職員における女性管理職比率は9.5%と低い状況です。【図19】【表2】

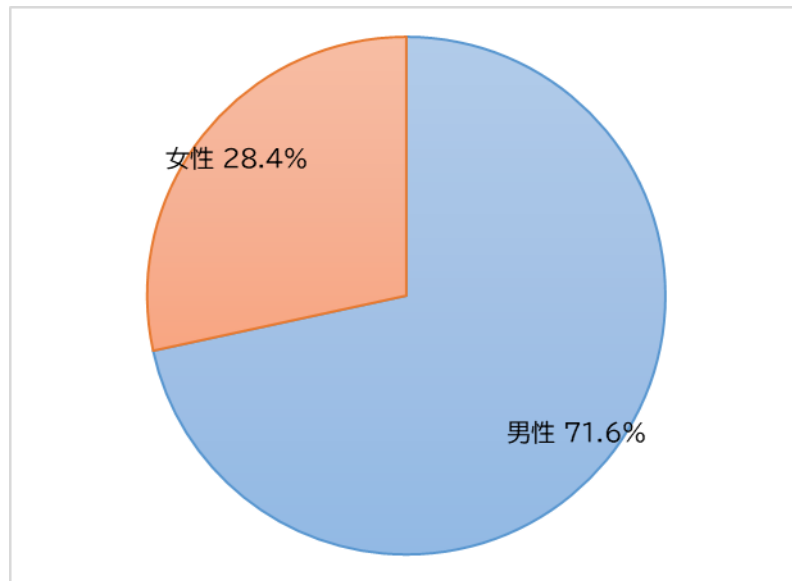
社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されたり、女性を受け入れる環境づくりが出来ていなかったりすることが考えられ、方針決定の場への女性の参画を進める上で課題が多いことが分かります。

国において令和2年に策定された第5次男女共同参画基本計画によると、2020年代の可能な限り早期に、政治・行政・雇用等各分野における指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組みを進めることが明記されていることから、本町が率先して女性職員の管理職への登用や職域拡大に向けた取組みを推進することで、性別にかかわらず、持てる能力に応じて社会で活躍する能力開発を進め、多様性に富んだ人材活用の拡大を図る必要があります。

施策の方向

重点目標	施策の方向
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	町の各種審議会等委員への女性参画を拡充するとともに、女性委員の割合を高め、方針決定への女性の参画拡大に努めます。
	町の女性職員の能力と適性に基づき、管理職への積極的登用を推進します。

【図 19】 松前町の審議会及び委員会委員における男女割合



出典 令和5年松前町総務課調べ

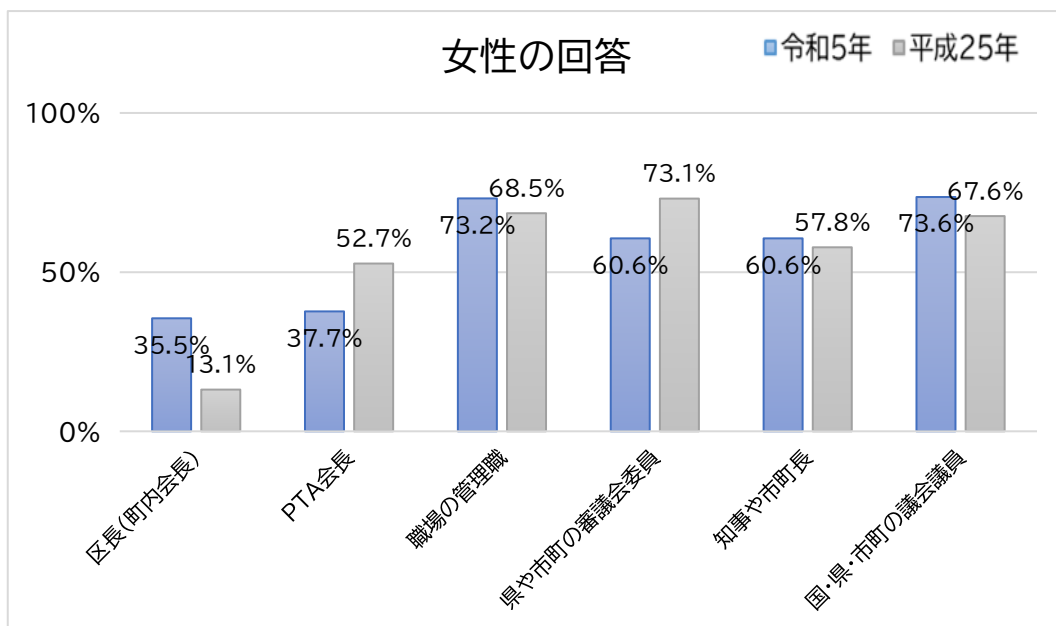
【表 2】 愛媛県内自治体の一般行政職の女性管理職比率（課長相当職以上）

自治体名	総数 (人)	女性数 (人)	女性 比率
松山市	230	24	10.4%
今治市	101	1	1.0%
宇和島市	104	11	10.6%
八幡浜市	37	4	10.8%
新居浜市	92	9	9.8%
西条市	95	6	6.3%
大洲市	65	2	3.1%
伊予市	29	4	13.8%
四国中央市	68	7	10.3%
西予市	75	10	13.3%

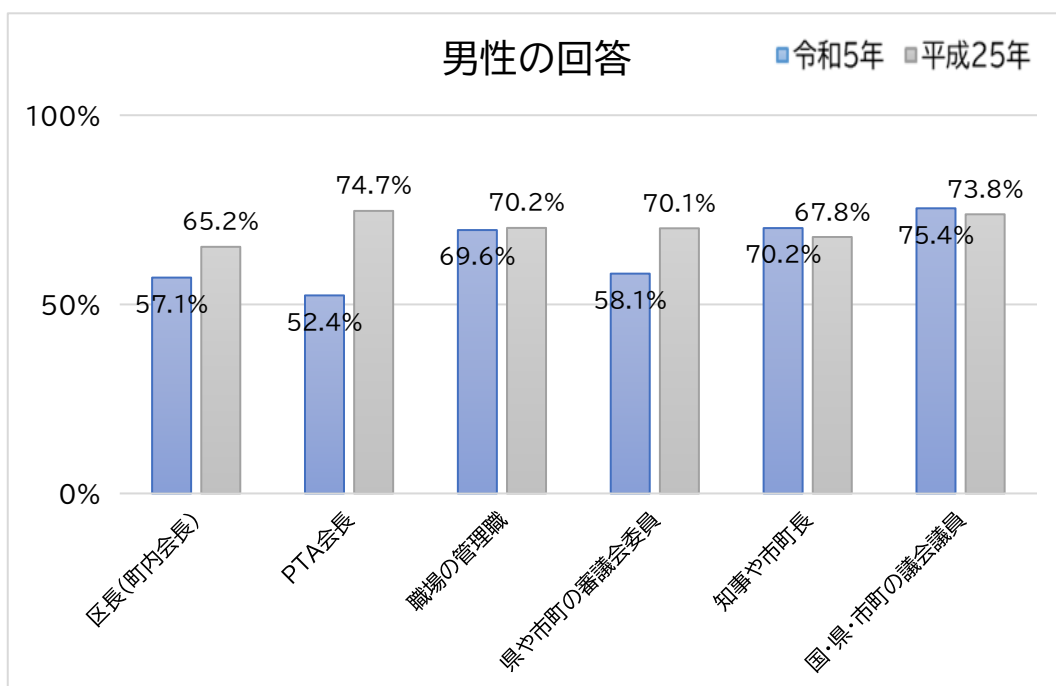
	総数 (人)	女性数 (人)	女性 比率
東温市	32	5	15.6%
上島町	22	1	4.5%
久万高原町	24	1	4.2%
松前町	21	2	9.5%
砥部町	16	1	6.3%
内子町	16	1	6.3%
伊方町	17	0	0.0%
松野町	12	1	8.3%
鬼北町	15	1	6.7%
愛南町	43	8	18.6%

出典 内閣府男女共同参画局「令和5年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査について」

【図 20】 職別の女性登用推進に対する肯定的回答（前回調査比）



出典 令和5年町民アンケート
平成 25 年町民アンケート



出典 令和5年町民アンケート
平成 25 年町民アンケート

重点目標④

新しい働き方の推進による仕事と生活の調和

現状と課題

近年では長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けての取組みが進んでいます。

ワーク・ライフ・バランスは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動などを通じた自己実現を可能にするとともに、家事や育児・介護を含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要なことです。

町民アンケートでは、仕事・家庭・地域活動の優先度を尋ねたところ、女性の望ましい生き方として『家庭又は地域活動と仕事を同じように両立させる』の比率が最も高く、仕事だけでなく、家庭生活も優先する意識改革が進んだことが考えられますが、家事や育児・介護の負担が依然として女性に偏っています。【図 21】 【図 23】

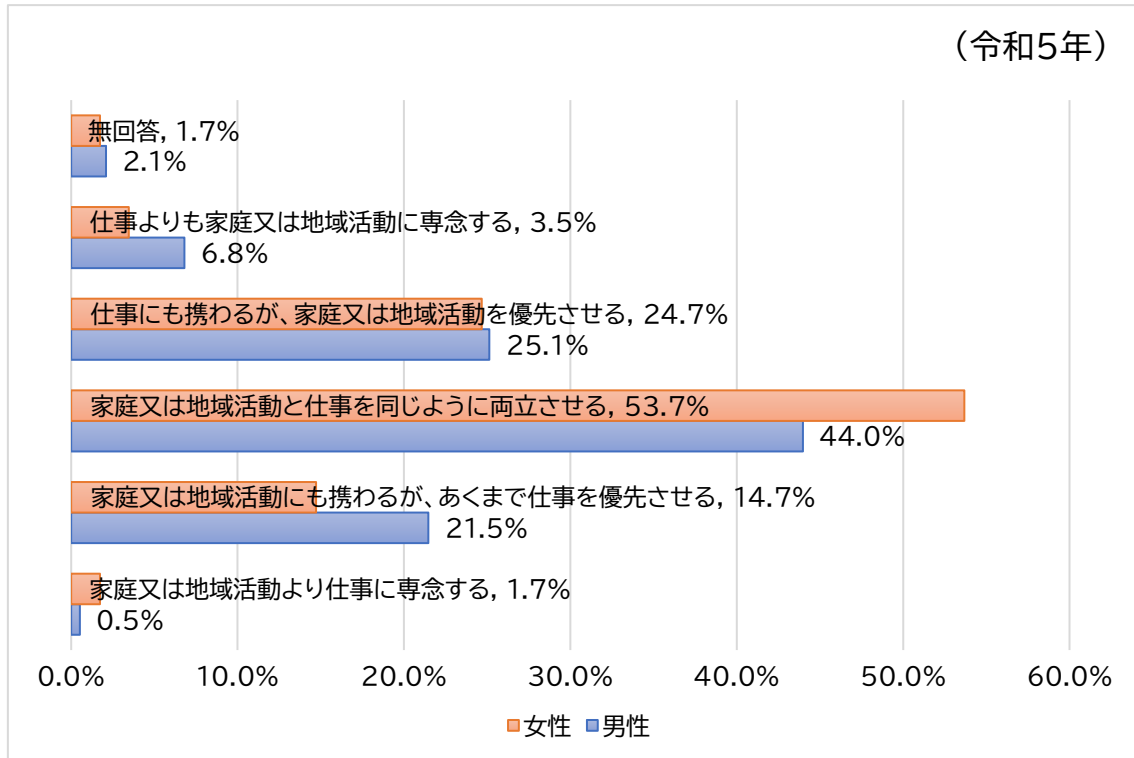
すべての労働者が一層活躍できるよう、男女雇用機会均等法、育児・介護休暇法等の関係法制度の周知を図り、社会全体で働き方の見直しを促進し、すべての子育て家庭が働きながら安心して子育てするためには、休日保育や延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業の充実、さらには男性による育児休暇の取得の促進が必要です。

施策の方向

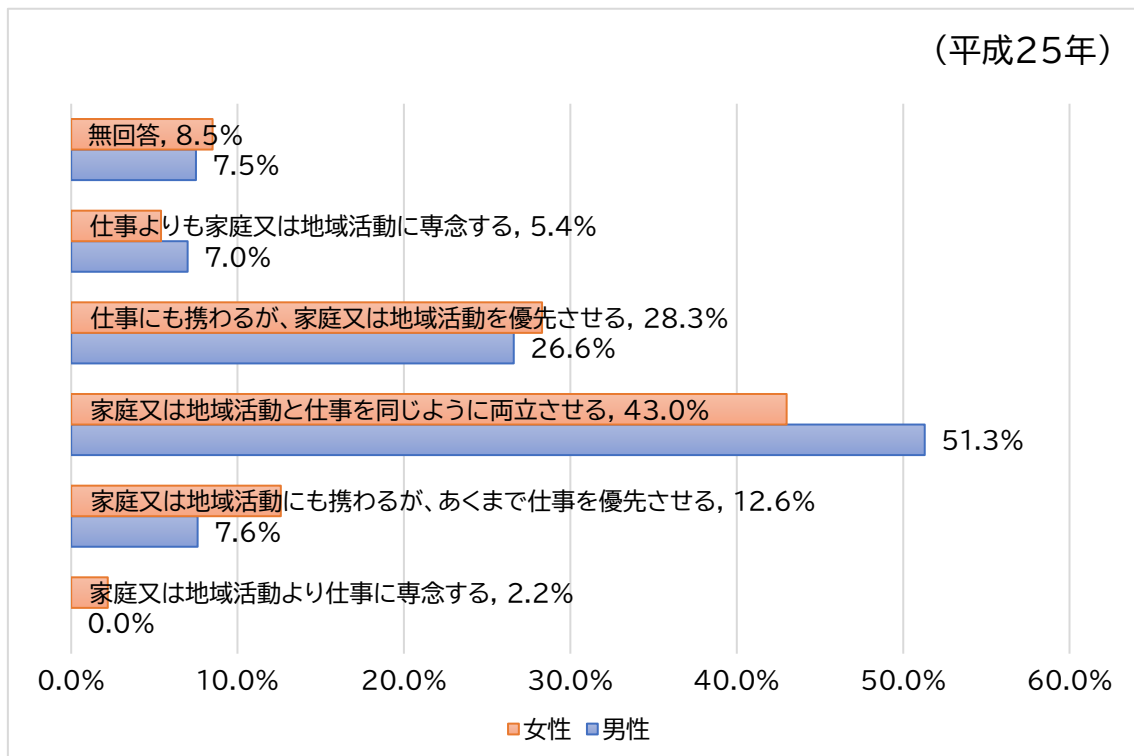
重点目標	施策の方向
新しい働き方の推進による 仕事と生活の調和	育児・介護休暇及び男性の育児休暇を取得しやすく、働きながら育児・介護を行う環境づくり推進に向け、制度周知や取得条件等の見直しに努めます。
	仕事と家庭のバランスがとれた働き方を実現できるよう、働きやすい環境づくりを阻害する職場の慣行や要因の解消に努めます。
	延長保育や病児保育、また一時預かり事業等を実施し、必要な時間に必要な保育サービスを提供することで、男女が社会参画できるよう促進します。

【図 21】 女性の望ましい生き方

上図 令和5年町民アンケート
下図 平成 25 年町民アンケート



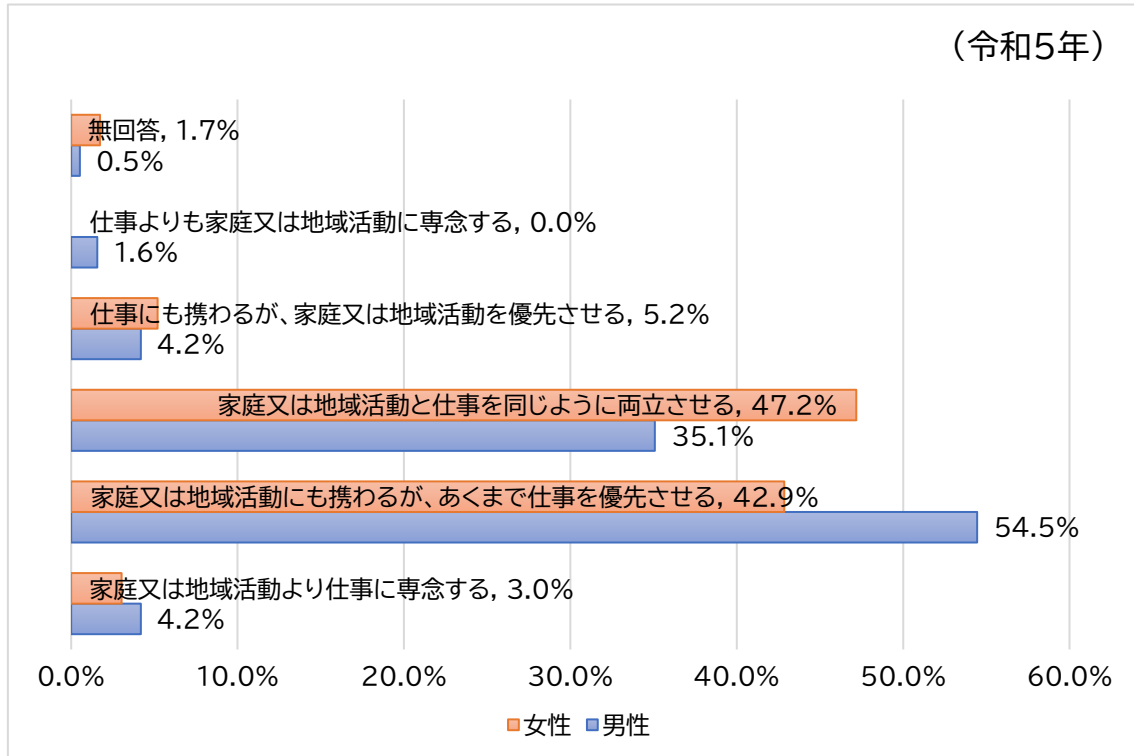
出典 令和5年町民アンケート



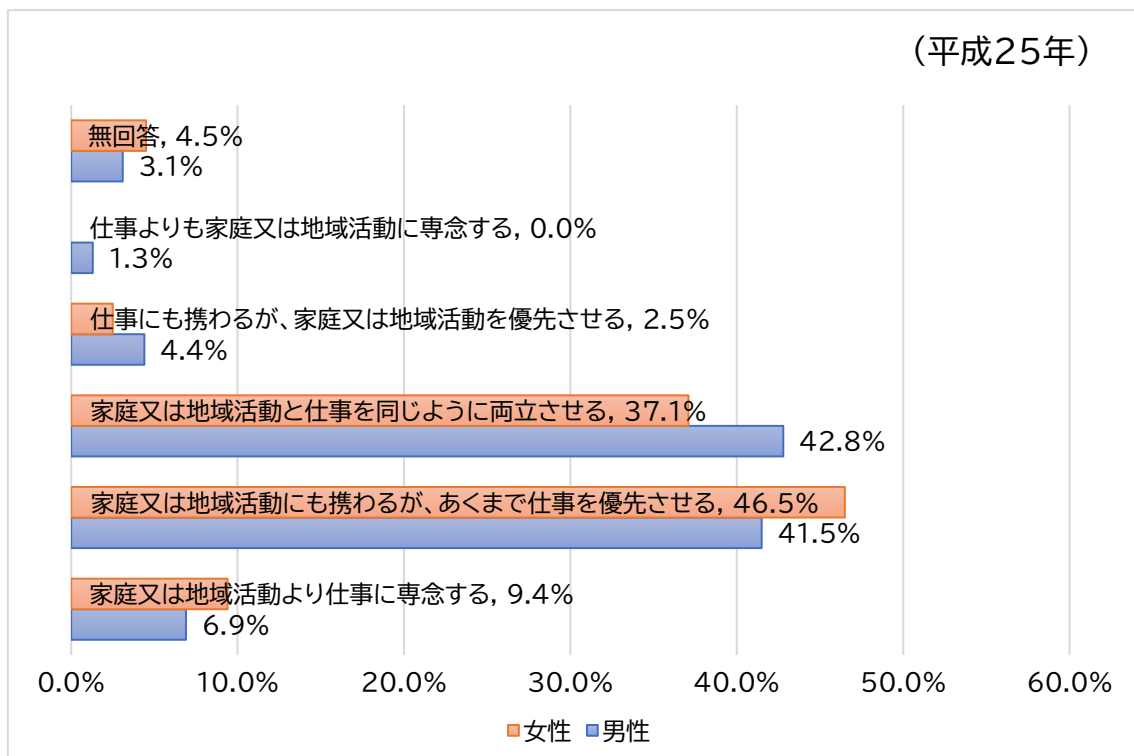
出典 平成 25 年町民アンケート

【図 22】 男性の望ましい生き方

上図 令和5年町民アンケート
下図 平成 25 年町民アンケート



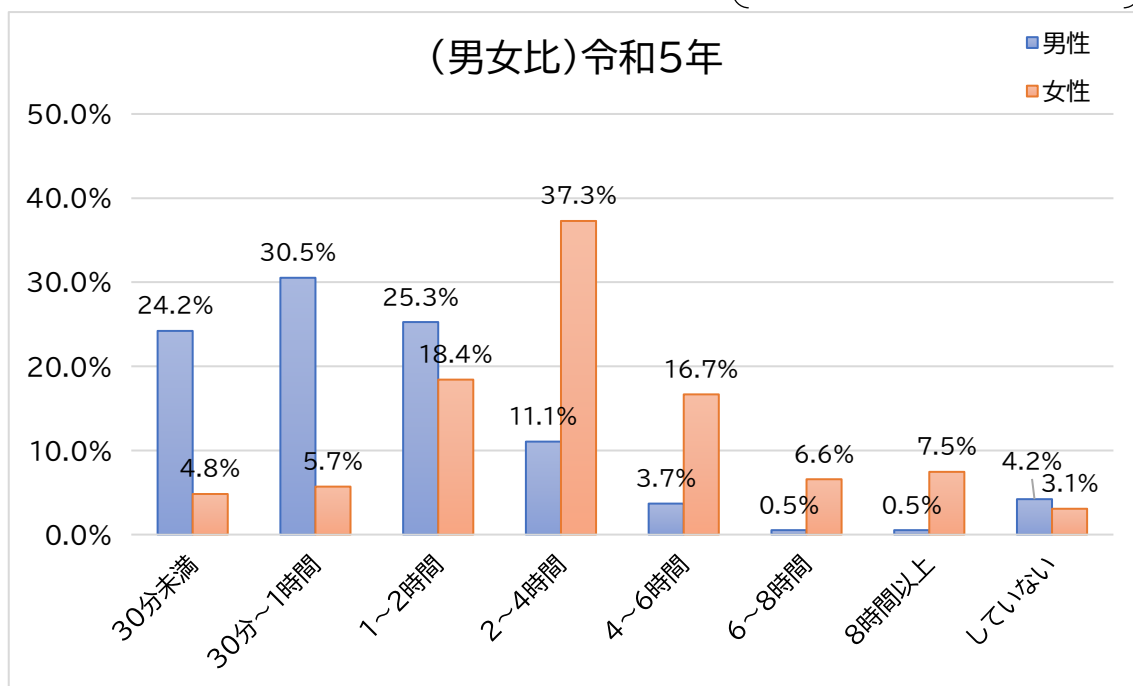
出典 令和5年町民アンケート



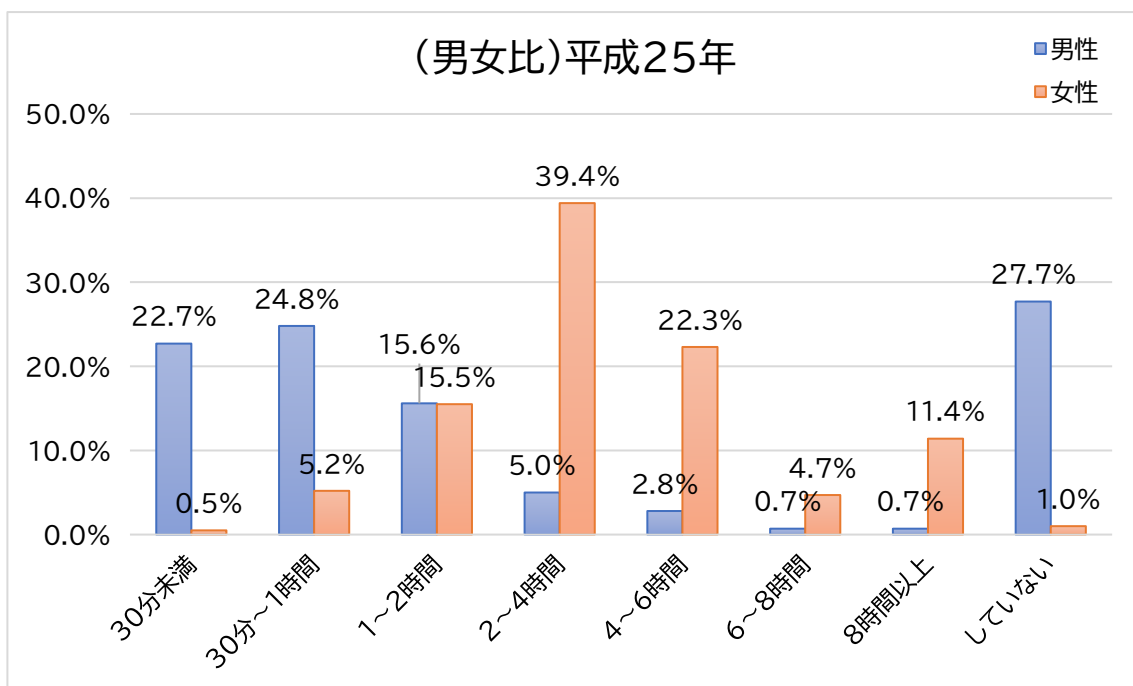
出典 平成 25 年町民アンケート

【図 23】 平日に家事・育児・介護へ費やす時間

上図 令和5年町民アンケート
下図 平成 25 年町民アンケート

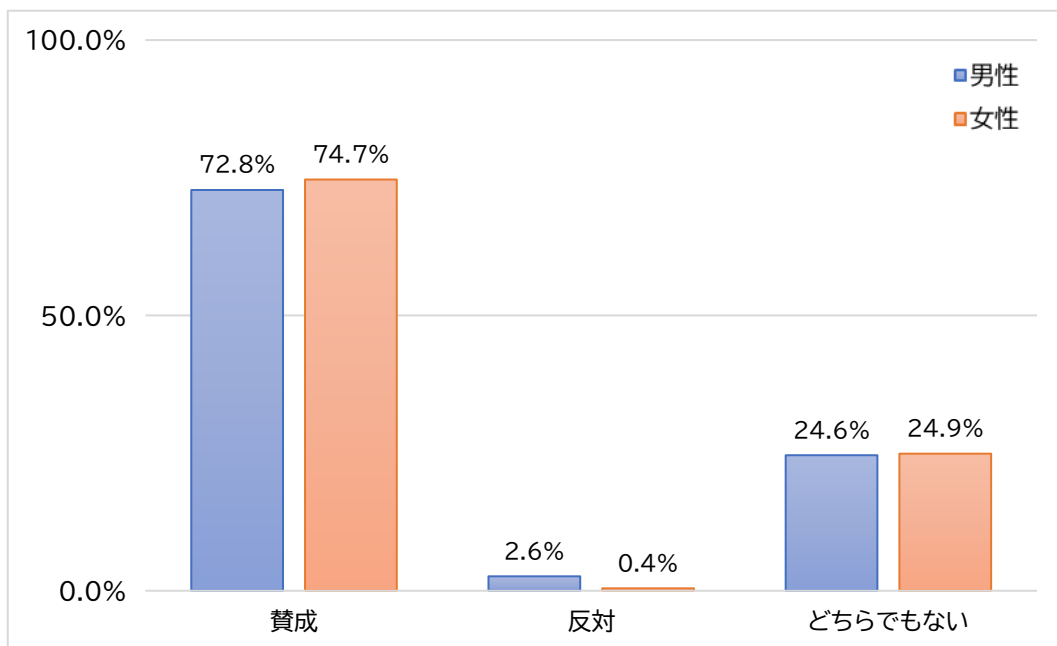


出典 令和5年町民アンケート



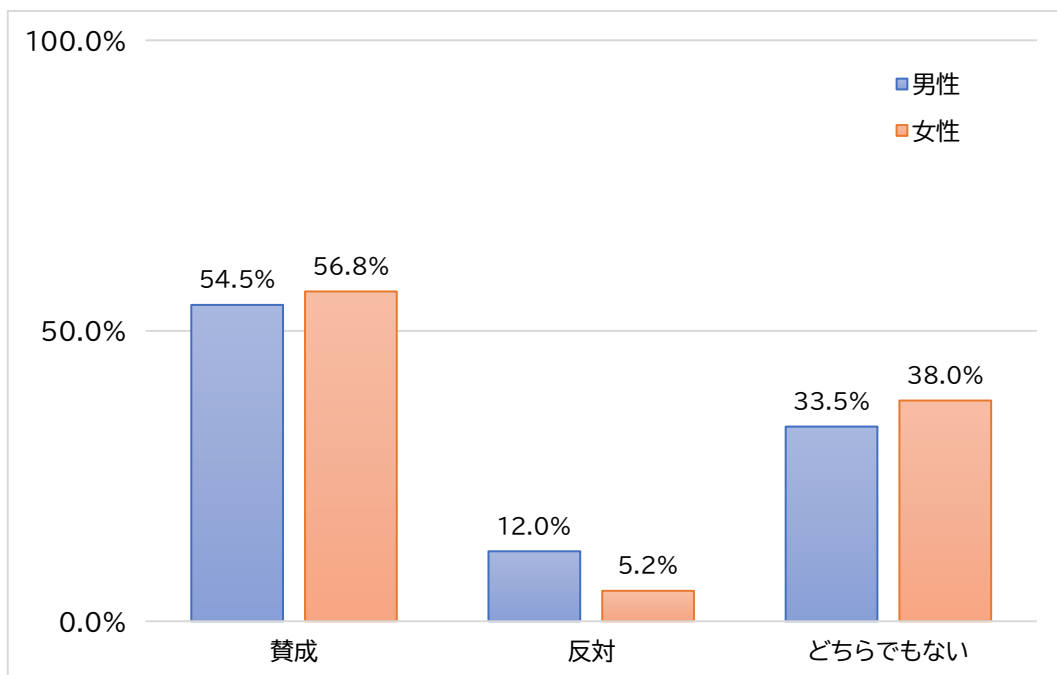
出典 平成 25 年町民アンケート

【図 24】 男性の育児休暇に対する意見



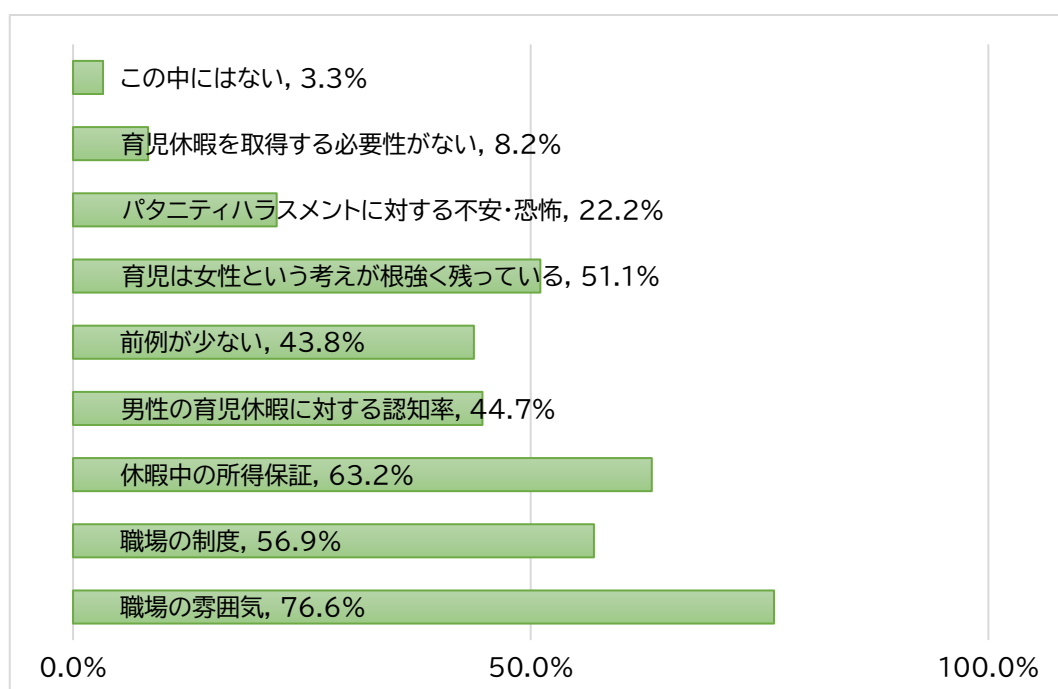
出典 令和5年町民アンケート

【図 25】 男性の育児休暇の取得義務化に対する意見



出典 令和5年町民アンケート

【図 26】 男性の育児休暇取得率が低い理由（複数回答）



出典 令和5年町民アンケート

重点目標⑤

地域における男女共同参画の推進

現状と課題

本町では、人口減少や少子高齢化の進行、加えて単身・高齢者のみの世帯や核家族の増加により、地域社会との結びつきや人々のつながりが希薄になり、地域や家庭の共助機能が低下しつつあります。

令和5年度町民アンケートでは、女性登用が進めばよいと思う職として区長及びPTA会長が40%台と最も低い割合になっており、さらに女性による回答だけに絞るといずれも30%台とさらに低い割合で、女性自身が区長及びPTA会長を希望していない傾向が見てとれました。

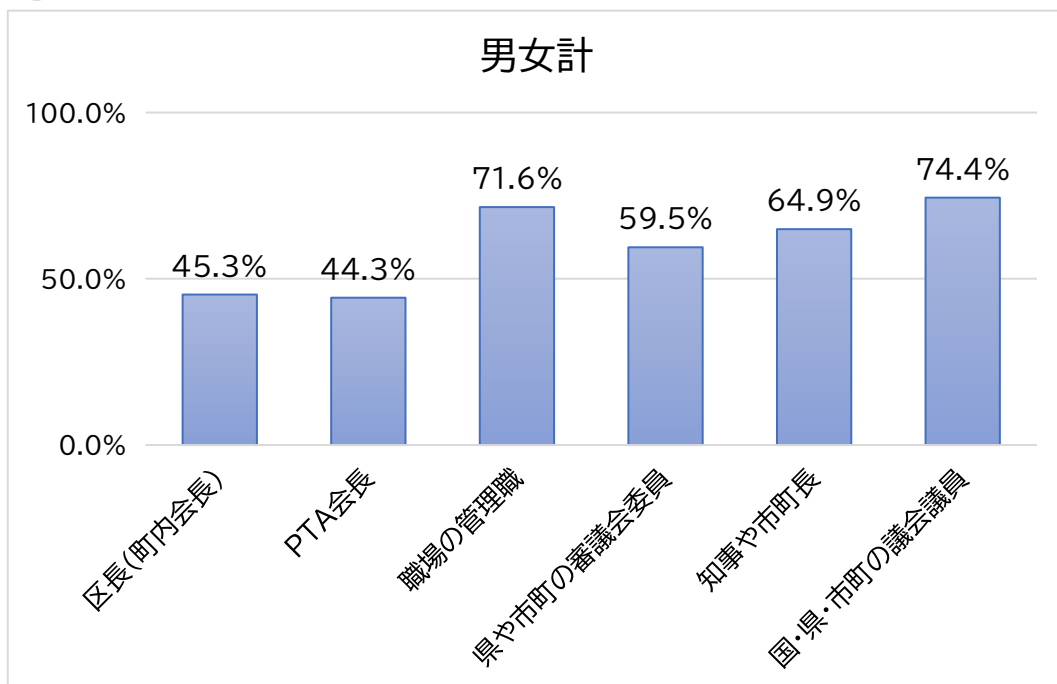
背景には、仕事及び子育てに加えた地域職の両立が困難であるという考えや、社会的な期待と負担増への懸念、また残存する男性中心環境でのコミュニケーション課題などが挙げられます。

このため、自治会やPTA等における女性参画を促進するため、女性リーダーの活躍を後押しする環境づくりや、地域での固定的な性別役割分担意識を払しょくする必要があります。

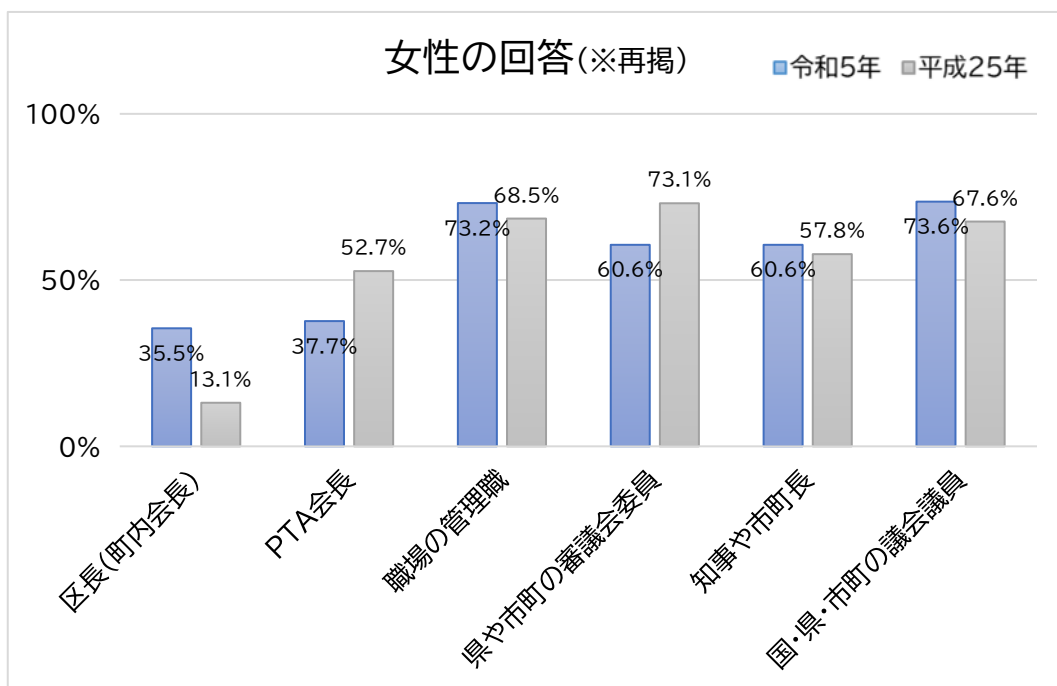
施策の方向

重点目標	施策の方向
地域における男女共同参画の推進	性別にかかわらず、容易に地域活動へ参画しやすい環境整備に努め、参画促進のための広報啓発に努めます。
	地域活動において女性が登用されやすい環境づくりのため自治会啓発等に努めます。

【図 27】 職別の女性登用推進に対する肯定的回答



出典 令和5年町民アンケート



出典 令和5年町民アンケート
平成 25 年町民アンケート

【表 3】愛媛県内自治体単位の自治会長の女性比率

自治体名	総数 (人)	女性数 (人)	女性 比率	自治体名	総数 (人)	女性数 (人)	女性 比率
松山市	991	106	10.7%	東温市	35	2	5.7%
今治市	27	0	0.0%	上島町	6	0	0.0%
宇和島市	503	24	4.8%	久万高原町	207	13	6.3%
八幡浜市	94	1	1.1%	松前町	23	0	0.0%
新居浜市	301	21	7.0%	砥部町	58	2	3.4%
西条市	523	28	5.4%	内子町	41	2	4.9%
大洲市	33	1	3.0%	伊方町	53	0	0.0%
伊予市	50	0	0.0%	松野町	10	0	0.0%
四国中央市	-	-	-	鬼北町	6	0	0.0%
西予市	325	13	4.0%	愛南町	58	1	1.7%

(愛媛県)令和 4 年度版年次報告書「えひめの男女共同参画」

【表 4】愛媛県内自治体単位の P T A 会長の女性比率

自治体名	総数 (人)	女性数 (人)	女性 比率	自治体名	総数 (人)	女性数 (人)	女性 比率
松山市	83	8	9.6%	東温市	9	3	33.3%
今治市	40	3	7.5%	上島町	5	1	20.0%
宇和島市	34	2	5.9%	久万高原町	11	0	0.0%
八幡浜市	16	0	0.0%	松前町	6	1	16.7%
新居浜市	26	6	23.1%	砥部町	5	0	0.0%
西条市	35	4	11.4%	内子町	11	1	9.1%
大洲市	19	0	0.0%	伊方町	8	0	0.0%
伊予市	13	2	15.4%	松野町	3	0	0.0%
四国中央市	25	2	8.0%	鬼北町	8	1	12.5%

(愛媛県)令和 4 年度版年次報告書「えひめの男女共同参画」



主要課題Ⅲ すべての町民が共に安全・安心に暮らせるまちづくり

重点目標⑥

防災分野・現場における男女共同参画の推進

現状と課題

自然災害の多くは、その発生を完全に防ぐことは困難であるものの、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図ることは可能です。災害を受け止める側の社会の在り方によっても、女性が受ける被害の大きさが決まることもあり得ます。

災害に直面してから復興するまでのあらゆる局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画することを推進していく必要があります。

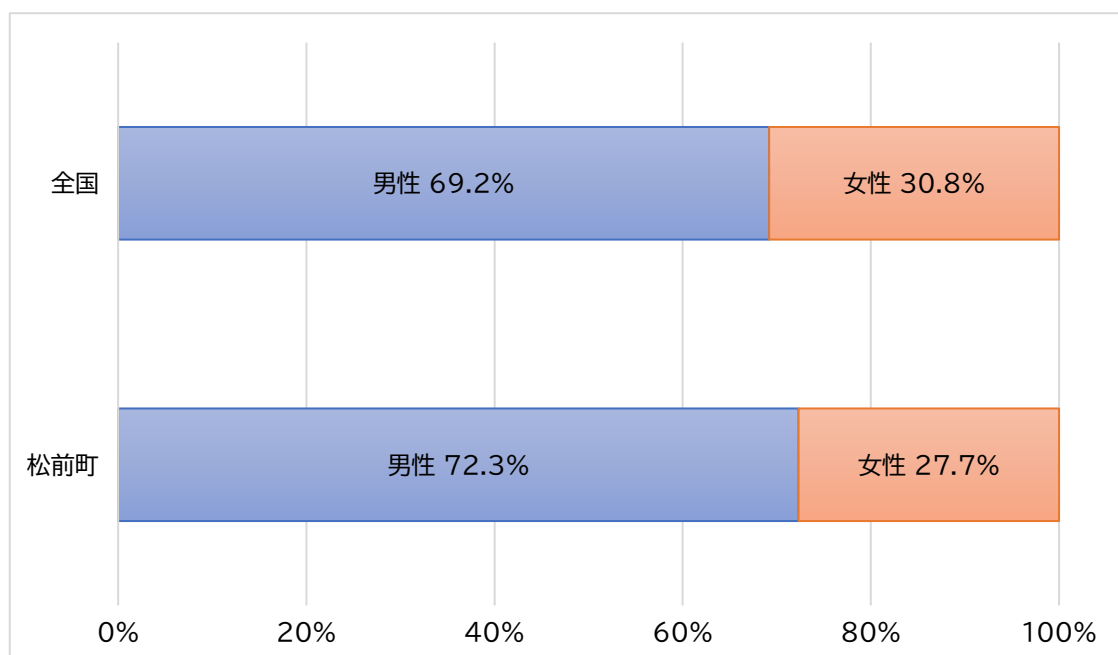
本町では、災害時における活動や、自主防災組織における防災活動の中心的役割を担う人物として防災士養成事業を実施しており、これまでに224名の防災士が誕生し、そのうちの女性割合は27.7%と、全国平均には届かないものの、少しずつ防災現場における女性の参画が進んでいます。

災害が発生することを前提とし、平時から男女共同参画の視点を持った地域防災体制を整備しておくことが強く求められていることから、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において多様な方々の視点を取り入れた防災体制を整備する必要があります。また、発災時の避難所運営や被災者支援においても、男女共同参画の視点が十分に配慮された運営が必要となります。

施策の方向

重点目標	施策の方向
防災分野・現場における男女共同参画の推進	女性の防災・減災活動への積極的な参加を促進し、女性の視点に立った防災・減災活動を推進します。
	女性や子ども、高齢者、障がい者などのニーズを考慮した災害用備蓄品を導入するなど、多様なニーズに対応できるよう備えを充実します。

【図 28】 防災士認証登録者



出典 (日本防災士機構)防災士認証登録者の年度別推移
(松前町危機管理課)防災士養成事業

重点目標⑦

DV等暴力を許さない意識と基盤づくり

現状と課題

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなどの、性別による人権侵害は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、男女共同参画社会の実現を図る上で克服しなければならない重要な課題です。特に人目に付かない場所や家庭内で行われる顕在化しにくいDVは、当事者が自らの被害・加害に気づかないまま見過ごされるリスクがさらに高まっていると考えられます。

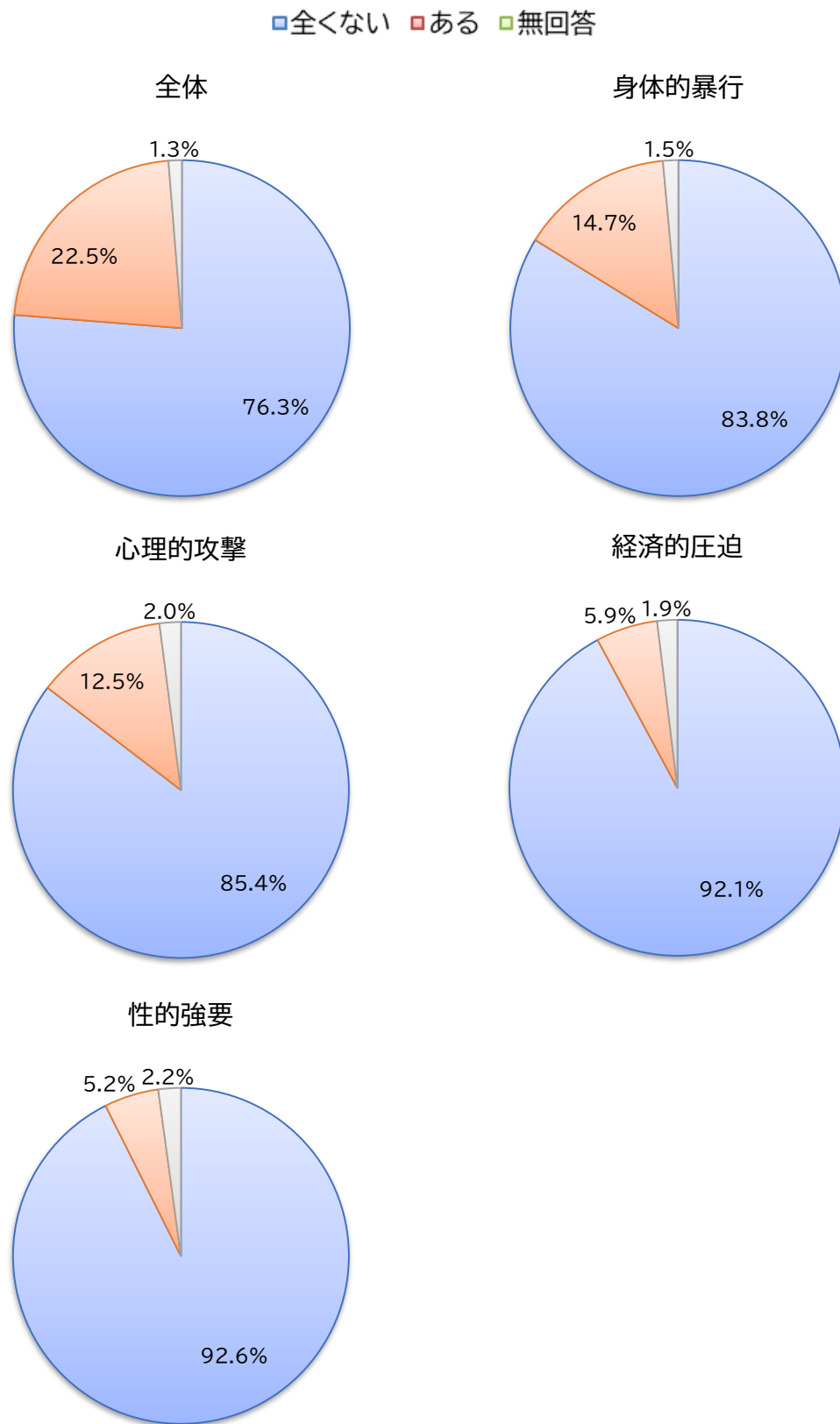
国の調査【図 29】によると、これまで配偶者からDV（全体）を経験したことのある方は22.5%（女性25.9%、男性18.4%）と、一定数存在することが分かります。また、DVは様々な様態があり、また性差による被害差も大きく、特に性的強要の女性被害は男性の6.6倍（女性8.6%、男性1.3%）【図 30】となっています。

若い世代における交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー行為）においても、背景には、「男らしさ」「女らしさ」といった固定的な性別意識が根強いことや、男女の経済力の格差など、男性優位の社会構造等が考えられます。DVは、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、町民一人ひとりが、どんな暴力も絶対に許さない、見過ごさない、見逃さない、という意識を持つことが重要です。

施策の方向

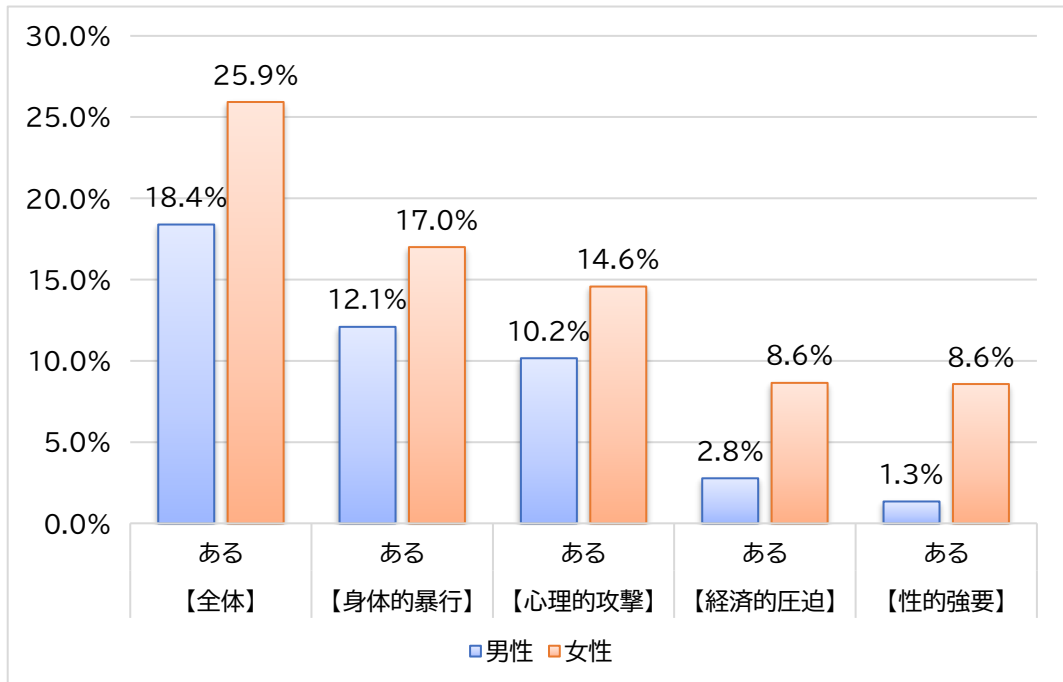
重点目標	施策の方向
DV等暴力を許さない意識と基盤づくり	暴力を許さない社会意識の醸成と、暴力の発生を防ぎ、事件の早期発見ができる環境づくりを行うため、町民を対象に広報・啓発活動を実施します。また、暴力根絶に向け、関係機関との連携強化に努めます。
	相談・カウンセリングについて、各種の相談窓口や被害者支援制度等の周知、広報の充実を図ります。

【図 29】配偶者からの被害経験の有無



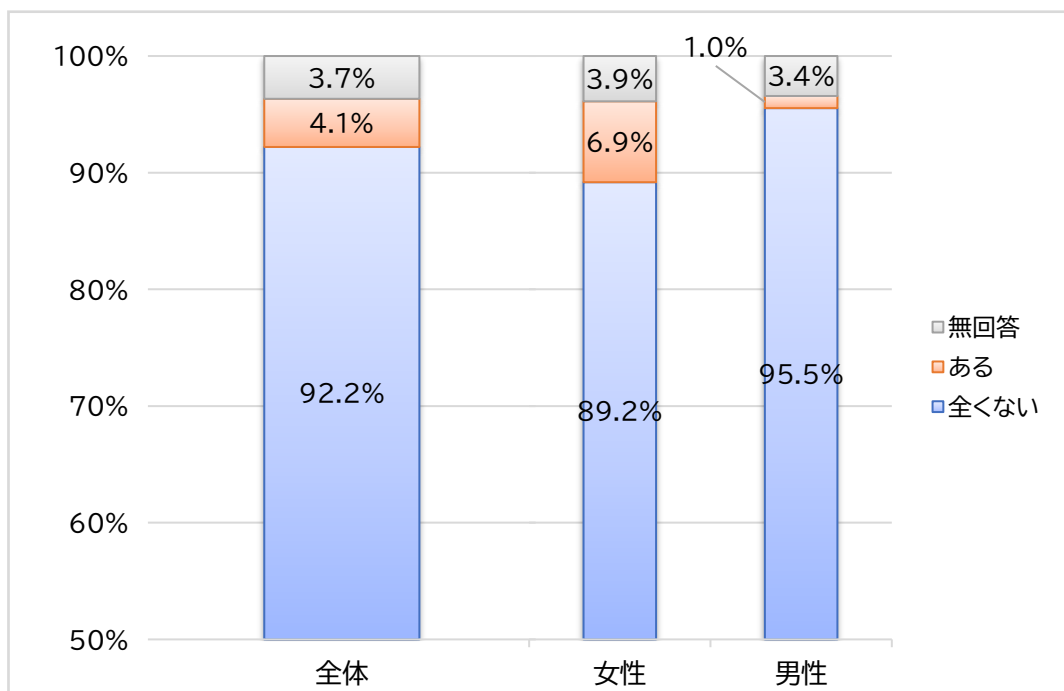
出典 (内閣府)令和2年度男女間における暴力に関する調査集計結果

【図 30】配偶者からの被害経験の有無（「あり」のみで男女比較）



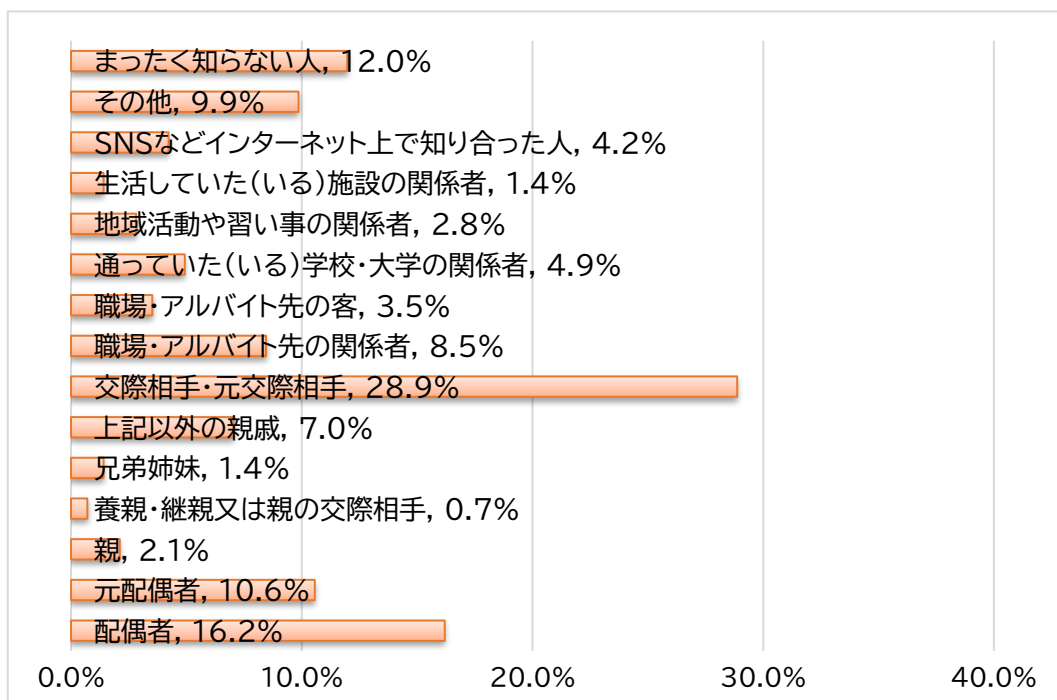
出典 （内閣府）令和2年度男女間における暴力に関する調査集計結果

【図 31】無理やりに性交等をされた経験の有無



出典 （内閣府）令和2年度男女間における暴力に関する調査集計結果

【図 32】 加害者との関係（無理やりに性交等をされた経験有）



出典 (内閣府)令和2年度男女間における暴力に関する調査集計結果

第5章 計画の推進

1 関係機関との連携

(1) 国・県との連携

本計画を推進していく中で町の権限を超えるものについては、国・県との連携を図ります。

(2) 庁外推進の取組み

本計画を効果的に推進していくために、町民・関係団体・企業等と行政が協働で取り組むことができるよう推進体制の充実を図ります。

2 庁内推進体制及び点検・評価

(1) 庁内推進体制の整備

全庁体制で関係各部・各課が連携を図りながら、各施策を総合的かつ計画的に推進します。また、町職員の男女共同参画の意識の拡充を図り、全庁的に男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、研修などを通じて町職員の意識啓発に努めます。

(2) 施策の点検・評価

本計画を確実に実施するために、取組状況や達成状況を事務事業評価等で検証・評価するなど、適切な進行管理を行います。

3 地域における相談体制の整備

相談窓口及び相談体制の充実に努め、人権擁護委員や町職員の資質向上を目的とした研修や、町民への情報提供を図ります。

参考資料

参考資料 1 ジェンダーギャップ指数

参考資料 2 男女共同参画基本法

参考資料 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

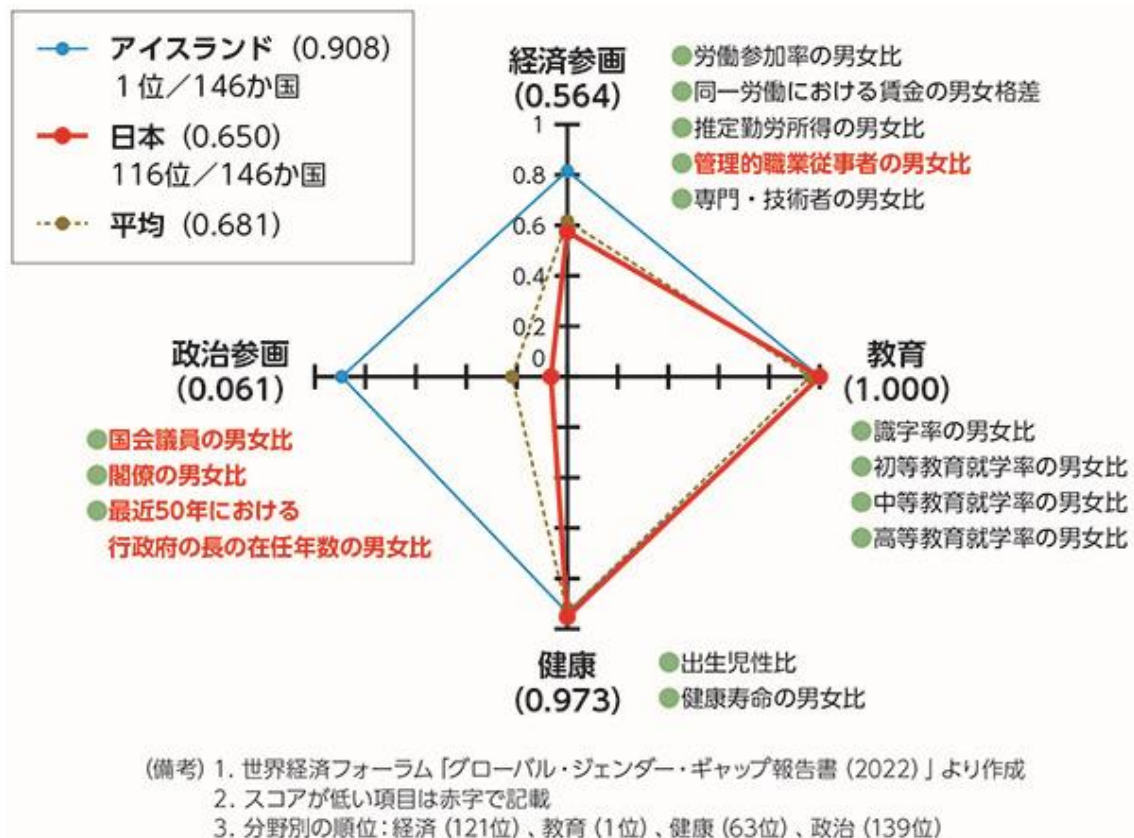
参考資料 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

参考資料 5 愛媛県男女共同参画推進条例

参考資料 1

■ ジェンダーギャップ指数 (2022)

(男女共同参画局HPより抜粋)



■ ジェンダーギャップ指数（2022） 上位国及び主な国の順位

（男女共同参画局HPより抜粋）

順位	国名	値	前年地	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.908	0.892	－
2	フィンランド	0.86	0.861	－
3	ノルウェー	0.845	0.849	－
4	ニュージーランド	0.841	0.84	－
5	スウェーデン	0.822	0.823	－
10	ドイツ	0.801	0.796	↑ 1
15	フランス	0.791	0.784	↑ 1
22	英国	0.78	0.775	↑ 1
25	カナダ	0.772	0.772	↓ 1
27	米国	0.769	0.763	↑ 3
63	イタリア	0.72	0.721	－
79	タイ	0.709	0.71	－
83	ベトナム	0.705	0.701	↑ 4
92	インドネシア	0.697	0.688	↑ 9
99	韓国	0.689	0.687	↑ 3
102	中国	0.682	0.682	↑ 5
115	ブルキナファソ	0.659	0.651	↑ 9
116	日本	0.65	0.656	↑ 4
117	モルディブ	0.648	0.642	↑ 11

参考資料 2

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)
(法律第七十八号)

男女共同参画社会基本法をここに公布する。
男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなけれ

ばならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基

本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」と

いう。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者

に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別
に法律で定める。

(以下略)

参考資料 3

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)
(法律第六十四号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事

由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」と

いう。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四・一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特

例認定一般事業主」という。))については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものという。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他

の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正、令四法一二・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長

又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規

定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条繰下・一部改正)
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条繰下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された

法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条繰下・一部改正)

(啓発活動)

- 第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条繰下)

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
二 学識経験者
三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しな

ければならない。

(令元法二四・旧第二十三条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を

有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

- 第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

- 第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

- 第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

- 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

- 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職

業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。）
並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定
令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(以下略)

参考資料 4

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)
(法律第三十一号)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平二五法七二・改称)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力

を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条にお

いて同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受け

ることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体

に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（管轄裁判所）
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）
（迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （平一六法六四・一部改正）
（保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができる

ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条

第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の

部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(以下略)

参考資料 5

○愛媛県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日 条例第10号

改正

平成16年12月24日 条例第47号

愛媛県男女共同参画推進条例を次のように公布する。

愛媛県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第16条)

第3章 男女共同参画を推進するための体制(第17条—第23条)

第4章 苦情等の処理(第24条・第25条)

第5章 愛媛県男女共同参画会議(第26条)

第6章 雑則(第27条)

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為(身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等

- を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
 - 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
 - 5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。
 - 6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。
 - 7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。
 - 8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。
(県の責務)
- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。
一部改正〔平成16年条例47号〕
(県民の責務)
- 第5条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)
- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害等の禁止)
- 第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
 - 3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。
 - 4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。
(情報の公表に際しての留意)
- 第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。
- 2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
(基本計画)
- 第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。
 - 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(積極的改善措置)
- 第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。
- 2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。
一部改正〔平成16年条例47号〕
(農林水産業等の分野における環境整備)
- 第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮

し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(広報活動及び教育分野における措置)

第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体(以下「県民等」という。)の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 男女共同参画を推進するための体制
(財政上の措置等)

第17条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
(総合的な拠点施設の設置)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(県と市町との協働)

第19条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(事業者からの報告等)

第20条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

(県民等からの意見の申出)

第21条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第22条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

(推進体制の整備)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第4章 苦情等の処理

(愛媛県男女共同参画推進委員)

第24条 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の数は、3人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。

(1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

(苦情及び人権侵害の申出)

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

(1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策(以下「県の施策」という。)について苦情がある場合

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。

- (1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。
- (2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。
- 3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。
- 4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。
- 5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

第5章 愛媛県男女共同参画会議

第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。
- 2 参画会議は、委員21人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。
- 5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

四国・愛媛 恵み、めぐるまち、まさき。



第3次男女共同参画計画・まさき

発行：松前町総務部総務課
〒791-3192
愛媛県伊予郡松前町筒井631番地
TEL 089-985-4103
松前町ホームページ
<https://www.town.masaki.ehime.jp/>